

第4次ぎょうだ男女共同参画推進プラン取組一覧（令和6年度調査）

番号	重点施策番号	施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	A:目標値設定値 (令和6年4月)	B:現状値(令和7年4月 若しくは令和6年度実績 値)	達成度 (AとBの比較)	(参照)前年度回答	(参照) 前年度 達成度	(参照)令和6年度計画	備考
1	重点施策1	◎男女共同参画に関する推進体制の強化	各課の推進体制の強化の割合	男女共同参画に関する各課の推進体制の強化の取組の向上を目指します	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)			T3	リストの集計方法を変更し、見やすくわかりやすい目標管理シートを作成した	T3	現状値(令和2年度) 84.3% ⇒ 令和14年度 100%	
2	重点施策1	(1)担当部署の機能の充実	①推進体制の充実	●男女共同参画を推進する担当部署の政策調整機能及び企画立案機能の充実	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)			T3	令和6年度では、プラン改定作業と並行し、事業の評価を行った。	T3	審議会にプラン進捗状況調査の結果を報告し意見を求め、事業内容等を検討する。	
3	重点施策1	(1)担当部署の機能の充実	①推進体制の充実	●行政推進会議及び専門部会、審議会の活用など推進体制の充実	企画政策課	女性委員割合を30%にする	R7.4.1現在の審議会等の委員割合 男性:658人(75.9%) 女性:209人(24.1%)	T4	R6.4.1現在の審議会等の委員割合 男性:10人(83.3%) 女性:2人(16.7%)	T4	前年度同様、委員の選任について、男女の差なく選任するよう努める。	人数
4	重点施策1	(1)担当部署の機能の充実	①推進体制の充実	●行政推進会議及び専門部会、審議会の活用など推進体制の充実	危機管理課	1人	1人	T3	1人	T3	行田市防災会議の委員を男女共同参画推進審議会から選任する。	人数
5	重点施策1	(1)担当部署の機能の充実	①推進体制の充実	●行政推進会議及び専門部会、審議会の活用など推進体制の充実	中央公民館	1	0	T5	1	T3	公民館運営審議会の委員を行田市男女共同参画推進審議会から継続して1名選任する。	人数
6	重点施策1	(1)担当部署の機能の充実	①推進体制の充実	●行政推進会議及び専門部会、審議会の活用など推進体制の充実	図書館		学識経験のある者として、男女共同参画推進審議会より1名選任する。	T5	未選任		図書館協議会の委員を男女共同参画推進審議会から選任する。	人数
7	重点施策1	(1)担当部署の機能の充実	①推進体制の充実	●行政推進会議及び専門部会、審議会の活用など推進体制の充実	スポーツ振興課		2名	T3	2名	T3	スポーツ推進審議会の委員に男女共同参画推進審議会から2名を選任。	人数
8	重点施策1	(1)担当部署の機能の充実	②行田市男女共同参画推進条例の適正な運用	●男女共同参画推進条例の適正運用と施策の推進	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)						男女共同参画の推進に関する施策を実施する。結果を市報やホームページ、本庁舎内の情報コーナーにて報告・公表する。	
9	重点施策1	(1)担当部署の機能の充実	②行田市男女共同参画推進条例の適正な運用	●男女共同参画推進条例の適正運用と施策の推進	秘書課						引き続き条例の主旨を尊重し、職場環境を形成していく。	
10	重点施策1	(1)担当部署の機能の充実	②行田市男女共同参画推進条例の適正な運用	●男女共同参画推進条例の適正運用と施策の推進	財政課		課の業務としての条例の運用、施策の推進は無いが、引き続き基本理念を尊重した職場環境、就業態勢を形成していく。	T3	課の業務としての条例の運用、施策の推進はなし。家族を構成する者が、子の養育、その他の家庭生活における活動において自らの役割を積極的に果たせるよう、休暇の取得等に理解を示し、休暇中は他のメンバーで協力し合って補い業務の円滑な遂行を図った。	T3	課の業務としての条例の運用、施策の推進は無いが、引き続き基本理念を尊重した職場環境、就業態勢を形成していく。	
11	重点施策1	(1)担当部署の機能の充実	②行田市男女共同参画推進条例の適正な運用	●男女共同参画推進条例の適正運用と施策の推進	広報広聴課	現在約7割が女性のため男性の比率を上げる。	令和4年度の登録調査員78名のうち、女性は49名であった。(女性約63%)	T3	令和4年度の登録調査員74名のうち、女性は50名であった。	T3	統計調査員については、希望登録制ではあるが、男女比率を考慮した登用を図っていく。	比率
12	重点施策1	(1)担当部署の機能の充実	②行田市男女共同参画推進条例の適正な運用	●男女共同参画推進条例の適正運用と施策の推進	人事課						引き続き男女共同参画を推進するための研修機会の充実と、職員の健康を増進するための各種取組の推進を図る。	回数
13	重点施策1	(1)担当部署の機能の充実	②行田市男女共同参画推進条例の適正な運用	●男女共同参画推進条例の適正運用と施策の推進	総務課	審査会委員の任期が満了となるため、委嘱に際し、前回よりも女性の登用が増えるように努める。	審査会委員の女性割合は前年と同割合(再任による)	T4	審査会委員の女性割合は前年と同割合(再任による)	T4	審査会委員の任期が満了となるため、委嘱に際し、前回よりも女性の登用が増えるように努める。	人数
14	重点施策1	(1)担当部署の機能の充実	②行田市男女共同参画推進条例の適正な運用	●男女共同参画推進条例の適正運用と施策の推進	選挙管理委員会	選挙管理委員会 委員4人中 男3人 女1人 選挙管理委員会 補充員4人中 男2人 女2人	選挙管理委員会 委員4人中 男3人 女1人 選挙管理委員会 補充員4人中 男2人 女2人	T3	別紙(Word)へ回答	T3	選挙管理委員会 委員4人中 男3人 女1人 選挙管理委員会 補充員4人中 男2人 女2人	人数
15	重点施策1	(1)担当部署の機能の充実	②行田市男女共同参画推進条例の適正な運用	●男女共同参画推進条例の適正運用と施策の推進	市民課				別紙(Word)へ回答		条例の適正運用に努める。	
16	重点施策1	(1)担当部署の機能の充実	②行田市男女共同参画推進条例の適正な運用	●男女共同参画推進条例の適正運用と施策の推進	南河原支所						条例の適正な運用と施策の推進に努める。	
17	重点施策1	(1)担当部署の機能の充実	②行田市男女共同参画推進条例の適正な運用	●男女共同参画推進条例の適正運用と施策の推進	地域活動推進課						引き続き条例の適正運用に努める。	

第4次ぎょうだ男女共同参画推進プラン取組一覧（令和6年度調査）

番号	重点施策番号	施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	A:目標値設定値 (令和6年4月)	B:現状値(令和7年4月 若しくは令和6年度実績 値)	達成度 (AとBの比較)	(参照)前年度回答	(参照) 前年度 達成度	(参照)令和6年度計画	備考
18	重点施策1	(1)担当部署の機能の充実	②行田市男女共同参画推進条例の適正な運用	●男女共同参画推進条例の適正運用と施策の推進	環境課	6人	6人	T3	6人	T3	引き続き条例の適正運用に努める。	人数
19	重点施策1	(1)担当部署の機能の充実	②行田市男女共同参画推進条例の適正な運用	●男女共同参画推進条例の適正運用と施策の推進	農政課						行田市「人・農地プラン」策定検討会の構成員として女性委員を登用する。	人数
20	重点施策1	(1)担当部署の機能の充実	②行田市男女共同参画推進条例の適正な運用	●男女共同参画推進条例の適正運用と施策の推進	農業委員会				別紙(Word)へ回答		令和8年7月19日までの任期	人数
21	重点施策1	(1)担当部署の機能の充実	②行田市男女共同参画推進条例の適正な運用	●男女共同参画推進条例の適正運用と施策の推進	高齢者福祉課	引き続き条例の適正運用に努める。	引き続き条例の適正運用に努める。	T3	引き続き条例の適正運用に努める。		引き続き条例の適正運用に努める。	
22	重点施策1	(1)担当部署の機能の充実	②行田市男女共同参画推進条例の適正な運用	●男女共同参画推進条例の適正運用と施策の推進	福祉課						引き続き、個々の能力・適正に応じた業務配分を行い、課内の連携および相談業務などの円滑化を図る。	
23	重点施策1	(1)担当部署の機能の充実	②行田市男女共同参画推進条例の適正な運用	●男女共同参画推進条例の適正運用と施策の推進	健康課	現在の女性登用割合40% 令和6年12月の次期改選時において現状維持を目標とする。	改選後、令和7年1月の女性委員割合は、47パーセントである。	T2		T3	男女共同参画の趣旨に鑑み、引き続き、国保運営協議会委員における女性の登用を図る。	人数
24	重点施策1	(1)担当部署の機能の充実	②行田市男女共同参画推進条例の適正な運用	●男女共同参画推進条例の適正運用と施策の推進	子ども家庭センター		継続		継続		条例を適正運用し、事業等を実施する。	
25	重点施策1	(1)担当部署の機能の充実	②行田市男女共同参画推進条例の適正な運用	●男女共同参画推進条例の適正運用と施策の推進	都市計画課	都市計画審議会において、女性委員が4割以上となるよう努める。	都市計画審議会は委員11名中、女性委員1名、景観計画策定委員会は委員10名中、女性委員5名登用している(R7.4.1時点)。	T4	都市計画審議会は委員12名中、女性委員を2名、景観計画策定委員会は委員10名中、女性委員を5名登用している。	T4	審議会等の委員改選時や、各種計画策定時の検討委員会において、女性委員の登用に努める。	人数
26	重点施策1	(1)担当部署の機能の充実	②行田市男女共同参画推進条例の適正な運用	●男女共同参画推進条例の適正運用と施策の推進	建築開発課	職員研修等への参加人数2	女性のためのキャリアデザイン研修、人権問題研修会各1名参加	T3	女性のためのキャリアデザイン研修、人権問題研修会各1名参加	T3	職員研修等に積極参加し、条例の適正な運用に努める。	
27	重点施策1	(1)担当部署の機能の充実	②行田市男女共同参画推進条例の適正な運用	●男女共同参画推進条例の適正運用と施策の推進	営繕課	1人	1人	T3	別紙(Word)へ回答	T3	条例の適正運用を図るため、市営住宅委員会に女性委員登用の推進を継続する。	人数
28	重点施策1	(1)担当部署の機能の充実	②行田市男女共同参画推進条例の適正な運用	●男女共同参画推進条例の適正運用と施策の推進	道路治水課	12日			-		条例第3条第4号に掲げられた理念の達成に向け、所属職員(再任用職員を除き、かつ、所帯持ちに限る)における「平均年休取得日数」の増加を図る。	
29	重点施策1	(1)担当部署の機能の充実	②行田市男女共同参画推進条例の適正な運用	●男女共同参画推進条例の適正運用と施策の推進	管理課	課内担当業務を均等に振分け、業務を行う。			除草委託業務を分担して行った。	T3	課内担当業務を均等に振分け、業務を行う。	
30	重点施策1	(1)担当部署の機能の充実	②行田市男女共同参画推進条例の適正な運用	●男女共同参画推進条例の適正運用と施策の推進	会計課		男女共同参画の意識を念頭に置き、各々の職責・能力に応じた業務分担を行い、実生活においても自らの役割を積極的に果たせるよう心掛けた。	T3	男女共同参画の意識を持ち、各々の職責・能力に応じた業務分担を行うとともに、家庭においても自らの役割を積極的に果たせるよう努めた。	T3	引き続き基本理念を尊重した職場環境、就業態勢を形成していく。	
31	重点施策1	(1)担当部署の機能の充実	②行田市男女共同参画推進条例の適正な運用	●男女共同参画推進条例の適正運用と施策の推進	消防本部	イベント等での啓発活動3回以上 火災現場等で指揮隊の活動補助及び後方支援活動	啓発活動を3回以上実施した 火災現場等で指揮隊の補助活動を実施した	T3	3回以上実施 火災現場等で指揮隊補助活動実施	T3	各種イベント等において、啓発活動 埼玉県消防殉職・殉難者慰霊祭に参加 甲斐姫分団用車両を配備する	車両配備状況
32	重点施策1	(1)担当部署の機能の充実	②行田市男女共同参画推進条例の適正な運用	●男女共同参画推進条例の適正運用と施策の推進	教育総務課						教育委員会会議における施策の審議にあたり男女共同参画を意識した運営を行う。	
33	重点施策1	(1)担当部署の機能の充実	②行田市男女共同参画推進条例の適正な運用	●男女共同参画推進条例の適正運用と施策の推進	教育指導課		条例の適正な運用を行った				条例の適正な運用に努める。	
34	重点施策1	(1)担当部署の機能の充実	②行田市男女共同参画推進条例の適正な運用	●男女共同参画推進条例の適正運用と施策の推進	生涯学習課	様々な人権課題に関する講座・講演 4回(令和6年度目標)	令和6年度実績として、様々な人権課題に関する講座3回、講演会2回(うち1回は人権フェスティバルで実施)実施した。	T3	令和5年度実績として、様々な人権課題に関する講座3回、講演会2回(うち1回は人権フェスティバルで実施)実施した。	T3	男女共同参画だけでなく、様々な人権課題や生涯学習課に関する各種事業の講座や講演の計画に努める。また、周知方法を広域に広げられるよう工夫する。	配慮した研修の実施回数
35	重点施策1	(1)担当部署の機能の充実	②行田市男女共同参画推進条例の適正な運用	●男女共同参画推進条例の適正運用と施策の推進	スポーツ振興課		鉄剣マラソン大会や市民体育祭などのイベント等において男女共同参画の視点を常を持って業務に取り組んだ	T3			男女共同参画の意識を持った業務の遂行に努める。	

第4次ぎょうだ男女共同参画推進プラン取組一覧（令和6年度調査）

番号	重点施策番号	施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	A:目標値設定値 (令和6年4月)	B:現状値(令和7年4月 若しくは令和6年度実績 値)	達成度 (AとBの比較)	(参照)前年度回答	(参照) 前年度 達成度	(参照)令和6年度計画	備考		
36	重点施策1	(1)担当部署の機能の充実	②行田市男女共同参画推進条例の適正な運用	●男女共同参画推進条例の適正運用と施策の推進	学校給食センター	50%			別紙(Word)へ回答	T3	別紙(Word)へ回答	T3	引き続き男女均等に委員を委嘱するように努める。	人数
37	重点施策1	(1)担当部署の機能の充実	②行田市男女共同参画推進条例の適正な運用	●男女共同参画推進条例の適正運用と施策の推進	文化財保護課	女性雇用率30%					令和5年度に継続雇用した発掘作業員は男性8名・女性6名、女性雇用率40%。	T3	引き続き、男女の割合を考慮し、発掘作業員を雇用する。	人数
38	重点施策1	(1)担当部署の機能の充実	②行田市男女共同参画推進条例の適正な運用	●男女共同参画推進条例の適正運用と施策の推進	図書館	10名のうち、5名の女性委員を選任する。			選任基準改正に伴い、委員数が8名に変更。うち、4名の女性委員を選任した。	T3	別紙(Word)へ回答	T3	図書館協議会の委員において、条例に基づき積極的に女性委員を選任する。	人数
39	重点施策1	(1)担当部署の機能の充実	②行田市男女共同参画推進条例の適正な運用	●男女共同参画推進条例の適正運用と施策の推進	監査委員事務局								引き続き、基本理念を尊重した職場環境、就業態勢を形成していく。	
40	重点施策1	(1)担当部署の機能の充実	②行田市男女共同参画推進条例の適正な運用	●男女共同参画推進条例の適正運用と施策の推進	水道課								引き続き条例の適正運用に努める。	
41	重点施策1	(1)担当部署の機能の充実	②行田市男女共同参画推進条例の適正な運用	●男女共同参画推進条例の適正運用と施策の推進	議会事務局	引き続き条例の適正な運用に努める。			個々の能力・適性に応じた業務分担を行い、条例の適切な運用に努めた。	T3	個々の能力・適性に応じた業務分担を行い、条例の適切な運用に努めた。	T3	引き続き条例の適正な運用に努める。	
42	重点施策1	(1)担当部署の機能の充実	②行田市男女共同参画推進条例の適正な運用	●男女共同参画推進条例の適正運用と施策の推進	下水道課	委員の委嘱に際し、男女の均衡に努める。			別紙(Word)へ回答	T3	別紙(Word)へ回答	T2	委員の委嘱に際し、男女の均衡に努める。	人数
43	重点施策1	(2)計画進行のチェック体制の整備・充実	①ぎょうだ男女共同参画プランの推進	●進捗状況調査の実施及び計画進行のチェック ●審議会におけるプランの進捗状況に対する意見聴取と計画の進行への反映	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)								プラン進捗状況調査を実施し進行のチェックを行うとともに、市民にわかりやすく公表する。	
44	重点施策1	(2)計画進行のチェック体制の整備・充実	②行政評価に基づく計画の推進	●計画の着実な推進と評価の実施	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)								前年度と同様、事業評価制度を実施していく。	
45	重点施策1	(2)計画進行のチェック体制の整備・充実	②行政評価に基づく計画の推進	●計画の着実な推進と評価の実施	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)								本格的な行政評価システムの必要性について検討する。	
46	重点施策1	(2)計画進行のチェック体制の整備・充実	③中間年での計画の見直し	●中間年において計画の見直しの実施	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)								審議会にプラン進捗状況調査の結果を報告し意見を求め、事業内容等を検討する。	
47	重点施策1	(3)国・県等との連携	①国や県と連携しての事業の推進	●国・県と連携した事業の推進	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)	女性活躍ネットワーク会議を2回開催。	女性活躍ネットワーク会議を3回開催。	T3	女性活躍ネットワーク会議を2回開催。	T3	女性活躍ネットワーク会議を2回開催。	T3	『女性活躍推進事業』を実施。引き続き多種多様な団体・機関等で組織するネットワーク会議を開催する。女性活躍関連事業を開催する。	開催状況
48	重点施策1	(3)国・県等との連携	①国や県と連携しての事業の推進	●国・県による法制度の整備や広域的な対応が望まれる施策の要望	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)								逐次、必要なことは要望していく。	
49	重点施策1	(4)活動拠点施設の効果的な運営	①活動拠点施設の効果的な運営	●「VIVAぎょうだ」の活動内容の周知	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)								市報ぎょうだ、ホームページやポスター、チラシ等様々な広報手段を使い周知を図る。	
50	重点施策1	(4)活動拠点施設の効果的な運営	①活動拠点施設の効果的な運営	●掲示等による男女共同参画に関する情報のPR	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)								センター内にパネルやポスターを掲示し情報のPRに努める。	回数
51	重点施策1	(4)活動拠点施設の効果的な運営	①活動拠点施設の効果的な運営	●貸館業務等業務内容の検討	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)								館の設立目的や特色を再確認し、利用者の拡大を検討する。	人数
52	重点施策1	(4)活動拠点施設の効果的な運営	②「VIVAぎょうだ」の拠点機能の強化	●幅広い市民層が訪れやすい仕組みづくりの検討	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)								主催事業終了後、クラブ化などの呼びかけや各種団体等を対象に利用促進を図る。	
53	重点施策1	(4)活動拠点施設の効果的な運営	②「VIVAぎょうだ」の拠点機能の強化	●男女共同参画に係わる市民活動の場の提供	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)								ホームページや市報に掲載する。主催事業において団体登録の呼びかけを行う。定期的にVIVAを利用して市民グループに窓口でアナウンスし新たな利用団体を募集する。	

第4次ぎょうだ男女共同参画推進プラン取組一覧（令和6年度調査）

番号	重点施策番号	施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	A:目標値設定値 (令和6年4月)	B:現状値(令和7年4月 若しくは令和6年度実績 値)	達成度 (AとBの比較)	(参照)前年度回答	(参照) 前年度 達成度	(参照)令和6年度計画	備考
54	重点施策2	◎政策決定過程における男女共同参画の推進	審議会委員における女性委員の割合	政策決定過程において女性の意見が反映されるよう、行田市の審議会等委員における女性委員の割合の向上を目指します(第6次行田市総合振興計画)	関係各課 (取りまとめ 人権・男女共同参画推進課(男女共同参画推進センター))	35%	29.7%	T3	31.1% 女性委員割合が上昇。年度中の呼びかけが影響したと思われる。	T2	現状値(令和3年度) 23.2% ⇒ 令和14年度 40.0%	
55	重点施策2	(1)政策決定過程への女性の積極的登用	①審議会等への女性の登用	●女性委員の登用にに向けた全庁的な取組を推進 ●審議会等の改選に際して、女性の登用を推進 ●公募制の導入	選挙管理委員会	選挙管理委員会 委員4人中 男3人 女1人 選挙管理委員会 補充員4人中 男2人 女2人	選挙管理委員会 委員4人中 男3人 女1人 選挙管理委員会 補充員4人中 男2人 女2人	T3	別紙(Word)へ回答	T3	選挙管理委員会 委員4人中 男3人 女1人 選挙管理委員会 補充員4人中 男2人 女2人	人数
56	重点施策2	(1)政策決定過程への女性の積極的登用	①審議会等への女性の登用	●女性委員の登用にに向けた全庁的な取組を推進 ●審議会等の改選に際して、女性の登用を推進 ●公募制の導入	地域活動推進課	5人	4人 (別紙Wordにて回答)	T4	別紙(Word)へ回答		委員任期の更新の際には、女性委員の登用に努める。	人数
57	重点施策2	(1)政策決定過程への女性の積極的登用	①審議会等への女性の登用	●女性委員の登用にに向けた全庁的な取組を推進 ●審議会等の改選に際して、女性の登用を推進 ●公募制の導入	環境課	6人	別紙(Word)へ回答	T3	別紙(Word)へ回答	T3	引き続き女性委員の登用の実施及び公募制の導入に努める。	人数
58	重点施策2	(1)政策決定過程への女性の積極的登用	①審議会等への女性の登用	●女性委員の登用にに向けた全庁的な取組を推進 ●審議会等の改選に際して、女性の登用を推進 ●公募制の導入	商工観光課				別紙(Word)へ回答		商業振興対策会議開催に向けて委員の公募と女性委員の登用を検討する。	人数
59	重点施策2	(1)政策決定過程への女性の積極的登用	①審議会等への女性の登用	●女性委員の登用にに向けた全庁的な取組を推進 ●審議会等の改選に際して、女性の登用を推進 ●公募制の導入	農業委員会				別紙(Word)へ回答		令和8年7月19日までの任期	人数
60	重点施策2	(1)政策決定過程への女性の積極的登用	①審議会等への女性の登用	●女性委員の登用にに向けた全庁的な取組を推進 ●審議会等の改選に際して、女性の登用を推進 ●公募制の導入	高齢者福祉課	引き続き女性の登用を継続していく。	別紙(Word)へ回答	T3	別紙(Word)へ回答	T5	引き続き女性の登用を継続していく。	人数
61	重点施策2	(1)政策決定過程への女性の積極的登用	①審議会等への女性の登用	●女性委員の登用にに向けた全庁的な取組を推進 ●審議会等の改選に際して、女性の登用を推進 ●公募制の導入	健康課	現在の女性登用割合40% 令和6年12月の次期改選時において現状維持を目標とする。	改選後、令和7年1月の女性委員割合は、47パーセントである。	T2	別紙(Word)へ回答	T3	委員の改選時には、引き続き公募を実施し、女性の登用を検討する。	人数
62	重点施策2	(1)政策決定過程への女性の積極的登用	①審議会等への女性の登用	●女性委員の登用にに向けた全庁的な取組を推進 ●審議会等の改選に際して、女性の登用を推進 ●公募制の導入	健康課	現在の女性登用割合40% 令和6年12月の次期改選時において現状維持を目標とする。	改選後、令和7年1月の女性委員割合は、47パーセントである。	T2	別紙(Word)へ回答	T3	委員の委嘱に際し、女性委員の登用に努める。	人数
63	重点施策2	(1)政策決定過程への女性の積極的登用	①審議会等への女性の登用	●女性委員の登用にに向けた全庁的な取組を推進 ●審議会等の改選に際して、女性の登用を推進 ●公募制の導入	都市計画課	都市計画審議会において、女性委員が4割以上となるよう努める。	別紙(Word)へ回答	T4	別紙(Word)へ回答	T4	審議会等の委員改選時や、各種計画策定時の検討委員会において、女性委員の登用に努める。	人数
64	重点施策2	(1)政策決定過程への女性の積極的登用	①審議会等への女性の登用	●女性委員の登用にに向けた全庁的な取組を推進 ●審議会等の改選に際して、女性の登用を推進 ●公募制の導入	営繕課	1人	1人	T3	別紙(Word)へ回答	T3	市営住宅委員会の委員に、女性委員の登用を継続する。	人数
65	重点施策2	(1)政策決定過程への女性の積極的登用	①審議会等への女性の登用	●女性委員の登用にに向けた全庁的な取組を推進 ●審議会等の改選に際して、女性の登用を推進 ●公募制の導入	水道課	4	5	T2	別紙(Word)へ回答	T2	審議会の委員に、女性委員の登用を継続する。	人数
66	重点施策2	(1)政策決定過程への女性の積極的登用	①審議会等への女性の登用	●女性委員の登用にに向けた全庁的な取組を推進 ●審議会等の改選に際して、女性の登用を推進 ●公募制の導入	スポーツ振興課	令和6年4月現在の登用率は40%であるため、45%を目標値とする。	6名	T4	別紙(Word)へ回答	T4	審議会の改選に際して、男女の均衡に努める。委員の欠員補充などがあった場合は、女性登用の声掛けを行うなど積極的に働きかける。	登用率
67	重点施策2	(1)政策決定過程への女性の積極的登用	①審議会等への女性の登用	●女性委員の登用にに向けた全庁的な取組を推進 ●審議会等の改選に際して、女性の登用を推進 ●公募制の導入	下水道課	委員改選時、女性委員の登用と公募制の導入を継続する。	別紙(Word)へ回答	T3	別紙(Word)へ回答	T3	委員改選時、女性委員の登用と公募制の導入を継続する。	人数
68	重点施策2	(1)政策決定過程への女性の積極的登用	①審議会等への女性の登用	●女性委員の登用にに向けた全庁的な取組を推進 ●審議会等の改選に際して、女性の登用を推進 ●公募制の導入	教育指導課	委嘱する委員の均衡化	男女の均衡化を図り、18人の内、11名が女性の委員となった。	T4	別紙(Word)へ回答	T4	引き続き、委嘱する委員の男女の均衡化を図る。	
69	重点施策2	(1)政策決定過程への女性の積極的登用	①審議会等への女性の登用	●女性委員の登用にに向けた全庁的な取組を推進 ●審議会等の改選に際して、女性の登用を推進 ●公募制の導入	文化財保護課	女性登用率50%			別紙(Word)へ回答	T4	委員改選時、男女の均衡に努める。	人数

第4次ぎょうだ男女共同参画推進プラン取組一覧（令和6年度調査）

番号	重点施策番号	施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	A:目標値設定値 (令和6年4月)	B:現状値(令和7年4月 若しくは令和6年度実績 値)	達成度 (AとBの比較)	(参照)前年度回答	(参照) 前年度 達成度	(参照)令和6年度計画	備考			
70	重点施策2	(1)政策決定過程への女性の積極的登用	①審議会等への女性の登用	●女性委員の登用に向けた全庁的な取組を推進 ●審議会等の改選に際して、女性の登用を推進 ●公募制の導入	図書館		選任基準改正に伴い、委員数が8名に変更。うち、4名の女性委員を選任した。	T3	別紙(Word)へ回答	T3	継続して協議会委員10名のうち男女均衡のとれた委員構成を構築していく。	人数			
71	重点施策2	(1)政策決定過程への女性の積極的登用	①審議会等への女性の登用	●女性委員の登用に向けた全庁的な取組を推進 ●審議会等の改選に際して、女性の登用を推進 ●公募制の導入	教育総務課			8	別紙(Word)へ回答	T2	候補者の選出にあたり引き続き女性委員の登用に努める。	人数			
72	重点施策2	(1)政策決定過程への女性の積極的登用	①審議会等への女性の登用	●女性委員の登用に向けた全庁的な取組を推進 ●審議会等の改選に際して、女性の登用を推進 ●公募制の導入	中央公民館	3	2		別紙(Word)へ回答	T3	公民館運営審議会の女性委員の登用に努める。	人数			
73	重点施策2	(1)政策決定過程への女性の積極的登用	①審議会等への女性の登用	●女性委員の登用に向けた全庁的な取組を推進 ●審議会等の改選に際して、女性の登用を推進 ●公募制の導入	学校給食センター			50%	別紙(Word)へ回答	T2	引き続き女性委員を50%以上委嘱するように努める。	人数			
74	重点施策2	(1)政策決定過程への女性の積極的登用	①審議会等への女性の登用	●女性委員の登用に向けた全庁的な取組を推進 ●審議会等の改選に際して、女性の登用を推進 ●公募制の導入	郷土博物館			2		3	T1	別紙(Word)へ回答	T3	委員選出にあたり、引き続き女性委員の登用に努める。	人数
75	重点施策2	(1)政策決定過程への女性の積極的登用	①審議会等への女性の登用	●女性委員の登用に向けた全庁的な取組を推進 ●審議会等の改選に際して、女性の登用を推進 ●公募制の導入	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)			35%		29.7%	T3	31.1%女性委員割合が上昇。年度中の呼びかけが影響したものと思われる。	T2	行政推進会議等を通じ、女性委員登用の向上に向けた取り組みを推進する。	人数・割合
76	重点施策2	(2)政策決定過程への女性の積極的登用	①審議会等への女性の登用	●女性委員の登用に向けた全庁的な取組を推進 ●審議会等の改選に際して、女性の登用を推進 ●公募制の導入	企画政策課		昨年度から女性委員を1名増員する		別紙(Word)へ回答	T4	別紙(Word)へ回答	T2	委員選任及び改選時、女性委員の登用を検討する。また、公募制の導入を継続する。	人数	
77	重点施策2	(2)政策決定過程への女性の積極的登用	①審議会等への女性の登用	●女性委員の登用に向けた全庁的な取組を推進 ●審議会等の改選に際して、女性の登用を推進 ●公募制の導入	財政課				別紙(Word)へ回答		別紙(Word)へ回答			人数	
78	重点施策2	(2)政策決定過程への女性の積極的登用	①審議会等への女性の登用	●女性委員の登用に向けた全庁的な取組を推進 ●審議会等の改選に際して、女性の登用を推進 ●公募制の導入	総務課		審査会委員の任期が満了となるため、委嘱に際し、前回よりも女性の登用が増えるように努める。		別紙(Word)へ回答	T4	別紙(Word)へ回答	T4	審査会委員の任期が満了となるため、委嘱に際し、前回よりも女性の登用が増えるように努める。	人数	
79	重点施策2	(2)政策決定過程への女性の積極的登用	①審議会等への女性の登用	●女性委員の登用に向けた全庁的な取組を推進 ●審議会等の改選に際して、女性の登用を推進 ●公募制の導入	人事課				別紙(Word)へ回答		別紙(Word)へ回答			人数	
80	重点施策2	(2)政策決定過程への女性の積極的登用	①審議会等への女性の登用	●女性委員の登用に向けた全庁的な取組を推進 ●審議会等の改選に際して、女性の登用を推進 ●公募制の導入	人権・男女共同参画推進課 (人権推進課)				別紙(Word)へ回答	T3	別紙(Word)へ回答	T3	・人権施策審議会 … R6.9.30任期満了 ・隣保館運営審議会… 休会	人数	
81	重点施策2	(2)政策決定過程への女性の積極的登用	①審議会等への女性の登用	●女性委員の登用に向けた全庁的な取組を推進 ●審議会等の改選に際して、女性の登用を推進 ●公募制の導入	市民課				別紙(Word)へ回答		別紙(Word)へ回答		行田市住居表示審議会は休止中。	人数	
82	重点施策2	(2)政策決定過程への女性の積極的登用	①審議会等への女性の登用	●女性委員の登用に向けた全庁的な取組を推進 ●審議会等の改選に際して、女性の登用を推進 ●公募制の導入	交通政策課		各団体2名		行田市地域公共交通会議1人 行田市交通安全対策会議休会中		T4	別紙(Word)へ回答	T3	女性委員の登用に努めていく。	人数
83	重点施策2	(2)政策決定過程への女性の積極的登用	①審議会等への女性の登用	●女性委員の登用に向けた全庁的な取組を推進 ●審議会等の改選に際して、女性の登用を推進 ●公募制の導入	危機管理課		8人		別紙(word)へ回答	T4	別紙(Word)へ回答	T4	行田市防災会議の委員の推薦にあたり、所属機関に対して、積極的な女性委員の推薦を依頼する。	人数	
84	重点施策2	(2)政策決定過程への女性の積極的登用	①審議会等への女性の登用	●女性委員の登用に向けた全庁的な取組を推進 ●審議会等の改選に際して、女性の登用を推進 ●公募制の導入	農政課				別紙(Word)へ回答		別紙(Word)へ回答		現在休会中(5年度活動見込み無し)	人数	
85	重点施策2	(2)政策決定過程への女性の積極的登用	①審議会等への女性の登用	●女性委員の登用に向けた全庁的な取組を推進 ●審議会等の改選に際して、女性の登用を推進 ●公募制の導入	福祉課		審議会等への女性委員の登用率40%を目標とする。		行田市障害者等支援協議会の委員15名のうち、7名を女性委員として登用した(46.7%)		T3	別紙(Word)へ回答	T3	引き続き、女性委員の登用の実施及び公募制の導入に努める。	人数
86	重点施策2	(2)政策決定過程への女性の積極的登用	①審議会等への女性の登用	●女性委員の登用に向けた全庁的な取組を推進 ●審議会等の改選に際して、女性の登用を推進 ●公募制の導入	建築開発課		改選時期でないため、現状を維持する。		現状を維持した。 別紙(Word)のとおり		T3	別紙(Word)へ回答	T3	協議会委員の任期が満了となるため、委嘱に際し、前回よりも女性の登用が増えるように努める。	人数

第4次ぎょうだ男女共同参画推進プラン取組一覧（令和6年度調査）

番号	重点施策番号	施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	A:目標値設定値 (令和6年4月)	B:現状値(令和7年4月 若しくは令和6年度実績 値)	達成度 (AとBの比較)	(参照)前年度回答	(参照) 前年度 達成度	(参照)令和6年度計画	備考
87	重点施策2	(2)政策決定過程への女性の積極的登用	①審議会等への女性の登用	●女性委員の登用に向けた全庁的な取組を推進 ●審議会等の改選に際して、女性の登用を推進 ●公募制の導入	財産管理課	休止中のため目標値設定値	別紙(Word)へ回答		休止中 別紙(Word)へ回答		行田市施設検討委員会は休会しているが、新たに委員選出をする場合は、女性委員の登用に努める。	人数
88	重点施策2	(2)政策決定過程への女性の積極的登用	①審議会等への女性の登用	●女性委員の登用に向けた全庁的な取組を推進 ●審議会等の改選に際して、女性の登用を推進 ●公募制の導入	監査委員事務局	監査:委員2人中 女性0人 公平:委員3人中 女性1人 固定:委員3人中 女性0人			別紙(Word)へ回答	T3	委員の選任に際し、女性委員の登用に努める。	
89	重点施策2	(1)政策決定過程への女性の積極的登用	②女性の政策への関心、参画意識の啓発	●政策立案や行政・議会の仕組みなどをテーマにした講演会の実施	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)						埼玉県が女性応援関連で提供するポスター掲示等を行う	
90	重点施策2	(1)政策決定過程への女性の積極的登用	②女性の政策への関心、参画意識の啓発	●情報紙における継続的な情報提供を推進	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)						ホームページや市報ぎょうだ等で周知を図る。	
91	重点施策2	(1)政策決定過程への女性の積極的登用	③女性の管理職等への登用	●積極的改善措置(ポジティブアクション)の浸透 ●女性の職域拡大に関する意識啓発の推進	人事課						昇任する上で必要なスキルを養う研修を実施する。	開催回数
92	重点施策2	(1)政策決定過程への女性の積極的登用	④民間企業・関係団体等への女性の登用の働きかけ	●積極的格差是正措置に関する情報提供の推進	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)						・センター内情報コーナーにてチラシ等を配布する。 ・女性活躍推進事業を実施し、『ネットワーク会議』等を通じて民間企業や関係団体等への女性登用を啓発する。	
93	重点施策2	(1)政策決定過程への女性の積極的登用	④民間企業・関係団体等への女性の登用の働きかけ	●積極的格差是正措置に関する情報提供の推進	商工観光課						関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めていく。	
94	重点施策2	(2)政策決定過程における市民参画	①各種委員会・審議会等への公募制の導入	●委員の選定における公募制の導入	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)		委員継続のため、公募に関する評価はなし。		令和6年度からの委員を公募により、3名決定した。		公募制を継続する。	
95	重点施策2	(2)政策決定過程における市民参画	①各種委員会・審議会等への公募制の導入	●委員の選定における公募制の導入	地域活動推進課						公募制を継続していく。	
96	重点施策2	(2)政策決定過程における市民参画	①各種委員会・審議会等への公募制の導入	●委員の選定における公募制の導入	環境課						引き続き女性委員の登用の実施及び公募制の導入に努める。	
97	重点施策2	(2)政策決定過程における市民参画	①各種委員会・審議会等への公募制の導入	●委員の選定における公募制の導入	健康課	国民健康保険運営協議会の女性登用割合40%	令和6年4月現在国民健康保険運営協議会の公募制委員含む女性登用割合は40%である。	T3	委員の改選時には、引き続き公募を実施し、女性の登用を検討する。	T3	委員の改選時には、引き続き公募を実施し、女性の登用を検討する。	
98	重点施策2	(2)政策決定過程における市民参画	①各種委員会・審議会等への公募制の導入	●委員の選定における公募制の導入	都市計画課	公募制を継続する。	委員の選任については、公募制を導入している。	T3	委員の選任については、公募制を導入している。	T3	審議会等の委員改選時や、各種計画策定時の検討委員募集の際、公募を行う。	
99	重点施策2	(2)政策決定過程における市民参画	①各種委員会・審議会等への公募制の導入	●委員の選定における公募制の導入	下水道課	委員改選時、公募制の導入を継続する。		T3		T3	委員改選時、公募制の導入を継続する。	
100	重点施策2	(2)政策決定過程における市民参画	①各種委員会・審議会等への公募制の導入	●委員の選定における公募制の導入	スポーツ振興課		公募は導入していないが、審議会の透明性確保や市民参加の促進という観点から引き続き検討していく。	T4			公募導入には、まだ検討が必要と思われるが、引き続き委員の推薦依頼の際、配慮に努める。	
101	重点施策2	(2)政策決定過程における市民参画	②市民意向の反映	●市民意識調査やヒアリング調査の実施 ●パブリックコメント(条例に定める市民意見募集手続き)の実施	企画政策課		パブリックコメントの実施回数 R6年度:8回		パブリックコメントの実施回数 R5年度:5回		引き続き、計画策定等に当たって市民意見募集を実施し、市民意向の把握と反映に努める。	
102	重点施策2	(3)女性の人材育成	①男女共同参画の視点からの職員研修会の開催	●職員研修会の実施	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)	2回(研修会の代わりにメールなどで啓発する方法も検討)	中報特集記事を組んだ。10月に職員に対するパワハラ研修に合わせ、男女共同参画に対する研修を行った	T3	R6.3月、主事研修においてアンコンシャスバイアスについて1時間講義を行う機会を得た	T4	職員研修会を実施する。	開催回数
103	重点施策2	(3)女性の人材育成	①男女共同参画の視点からの職員研修会の開催	●職員研修会の実施	人事課						人権問題研修会を実施する。	開催回数
104	重点施策2	(3)女性の人材育成	②女性職員の研修機会の充実	●女性職員の研修機会の充実 ●各種研修における公募科目の拡充	人事課						女性職員の外部機関への研修派遣や庁内研修を開催し、研修機会の充実を図る。	派遣実績
105	重点施策2	(3)女性の人材育成	③男女共同参画の視点に立った講座の開催	●男女共同参画の視点に立った学級・講座の開催	中央公民館 地域公民館						男女を問わず参加できる講座と学級を開催し男女共同参画の意識を高める。	

第4次ぎょうだ男女共同参画推進プラン取組一覧（令和6年度調査）

番号	重点施策番号	施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	A:目標値設定値 (令和6年4月)	B:現状値(令和7年4月 若しくは令和6年度実績 値)	達成度 (AとBの比較)	(参照)前年度回答	(参照) 前年度 達成度	(参照)令和6年度計画	備考
106	重点施策2	(3)女性の人材育成	④女性の人材育成と幅広い人材の登用	●あらゆる分野での女性の登用の実施	人事課	行田市特定事業主行動計画に基づき、令和8年3月31日までに管理職に占める女性職員の割合を14%以上にすることを目標とする。	主幹級以上の女性職員の割合:14.0%(R7.4.1時点)	T3	主査以上の女性職員の割合:13.9%(R6.4.1時点)		自己申告書を活用したジョブローテーションを実施。	女性管理職割合
107	重点施策2	(3)女性の人材育成	④女性の人材育成と幅広い人材の登用	●男女共同参画人材リストの定期更新	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)						男女共同参画人材リストを定期更新するとともに、市報やホームページ等において新たな登録者を募集する。	
108	重点施策3	◎市民との連携による男女共同参画の推進	自治会長に占める女性の割合	地域活動において女性の意見が反映されるよう、自治会長における女性の割合の向上を目指します。 (内閣府第5次男女共同参画基本計画)	地域活動推進課	8.0%	5.0%	T4	5.6%	T4	現状値(令和3年度) 4.3% ⇒ 令和14年 10.0%	
109	重点施策3	(1)市民参加による計画推進	①市政への参画情報・参画機会の提供	●市ホームページ等の活用による参画情報の提供	企画政策課		審議会等の市ホームページへの掲載回数 R6年度:74回		審議会等の市ホームページへの掲載回数 R5年度:72回		市ホームページを積極的に活用し、参画情報の提供を行う。	
110	重点施策3	(1)市民参加による計画推進	②NPOと連携した事業推進・新たな団体、グループの育成支援	●情報・活動機会の提供	地域活動推進課						市民活動サポートセンターを拠点とし、情報発信を行い、各団体の活動発表の場を設ける。	
111	重点施策3	(1)市民参加による計画推進	②NPOと連携した事業推進・新たな団体、グループの育成支援	●相談窓口の整備	地域活動推進課						市民活動団体や、新たに活動を始めたい方からの相談に対応できるよう、研修等の機会を活用し、スキルアップを図る。	
112	重点施策3	(1)市民参加による計画推進	②NPOと連携した事業推進・新たな団体、グループの育成支援	●NPO活動と連携した事業の推進	地域活動推進課	40%	34%	T4	36%	T3	市民活動サポートセンターが拠点となり、市民公益活動登録団体とのマッチングを行う。	女性が代表の市民公益活動登録団体の割合
113	重点施策3	(1)市民参加による計画推進	②NPOと連携した事業推進・新たな団体、グループの育成支援	●新たな団体・グループの育成支援の実施	地域活動推進課						新たに市民活動をはじめようとする団体に対し、助成金を交付する。	交付数
114	重点施策3	(1)市民参加による計画推進	③県及び近隣市町村主催事業に協力・参加	●意見交換会等への参加 ●県や近隣市町村が主催する事業に対する協力体制の充実	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)				ポスター掲示やHPでの広報を行う		県等が主催する研修会や近隣市町村開催事業への市民の参加を促す。	
115	重点施策3	(2)地域活動での性別役割分担の是正	①社会通念や慣行の見直しのための啓発活動の実施	●社会通念や慣行の見直しの啓発 ●講座開催時に意識啓発用のリーフレットの配布や説明の実施	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)				継続		セミナー・講座開催時に意識啓発用のリーフレットの配布や説明を実施する。	
116	重点施策3	(2)地域活動での性別役割分担の是正	②自治会の女性リーダーの育成	●リーダーステップアップ講座の開催	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)				R6.10.31防災セミナーを実施した		女性活躍推進事業等にリーダーステップアップにつながるような内容を検討する。	
117	重点施策3	(2)地域活動での性別役割分担の是正	②自治会の女性リーダーの育成	●自治会の活動支援と育成	地域活動推進課						各団体が行う事業に対し補助金を交付する。併せて、役員改選にあたり女性の登用を依頼する。	
118	重点施策3	(3)女性団体への支援とネットワークの促進	①女性団体への支援とネットワークの促進	●関連団体のネットワーク化	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)						ネットワーク会議を通して、女性団体の情報収集及び支援を行う	
119	重点施策3	(3)女性団体への支援とネットワークの促進	②新たな団体、グループの育成支援	●新たな団体・グループづくりのための講座の開催 ●新たな団体・グループ活動の立ち上げ支援	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)						新規で利用を開始する施設には活動目的等を聞き取り、登録団体を増やす。	
120	重点施策3	(4)国際理解と交流の促進(外国人への理解と支援)	①国際理解と多文化共生	●ALTによる国際理解教育の充実 ●多文化共生の視点からの教育活動の取組	教育指導課						性自認に別なく平等に意見を出せる環境づくりに努める。	
121	重点施策3	(4)国際理解と交流の促進(外国人への理解と支援)	②国際交流の推進	●在住外国人のための学習環境や情報提供の充実 ●国際交流に関するイベントに実施	地域活動推進課						にはん語教室の案内周知を行う。	
122	重点施策3	(4)国際理解と交流の促進(外国人への理解と支援)	③生活に密着した国際交流	●各種講座の開催による生活に密着した国際交流事業の推進	中央公民館 地域公民館						英会話講座、異文化講座等を実施する。	
123	重点施策3	(4)国際理解と交流の促進(外国人への理解と支援)	④外国語による広報の推進	●外国人に理解できるような刊行物を作成する	広報広聴課				外国人向けの英語表記がなされた行田市勢要覧の有償頒布を実施した。	T3	引き続き、外国人向けの英語表記がなされた行田市勢要覧の有償頒布を実施する。	

第4次ぎょうだ男女共同参画推進プラン取組一覧（令和6年度調査）

番号	重点施策番号	施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	A:目標値設定値 (令和6年4月)	B:現状値(令和7年4月 若しくは令和6年度実績 値)	達成度 (AとBの比較)	(参照)前年度回答	(参照) 前年度 達成度	(参照)令和6年度計画	備考
124	重点施策3	(4)国際理解と交流の促進(外国人への理解と支援)	④外国語による広報の推進	●関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示等による啓発活動	商工観光課						おもてなし観光局、関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努める。	
125	重点施策3	(4)国際理解と交流の促進(外国人への理解と支援)	④外国語による広報の推進	●関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示等による啓発活動	市民課						関係機関が配布したパンフレットの配布、ポスターの掲示を行い啓発に努める。	
126	重点施策3	(4)国際理解と交流の促進(外国人への理解と支援)	⑤外国語に対応した窓口の設置	●外国人住民が不便なく利用できる窓口の設置	地域活動推進課							
127	重点施策3	(4)国際理解と交流の促進(外国人への理解と支援)	⑥外国籍の方に対する生活サポート	●「外国人総合相談センター埼玉」の利用	市民課						新たに転入した外国国籍の方に各種案内を配布。引き続き外国語が堪能な職員を起用して対応する。	職員配置人数
128	重点施策3	(4)国際理解と交流の促進(外国人への理解と支援)	⑥外国籍の方に対する生活サポート	●「外国人総合相談センター埼玉」の利用	関係各課						窓口業務を行う各課に「外国人総合相談センター埼玉」の周知を行う	
129	重点施策3	(4)国際理解と交流の促進(外国人への理解と支援)	⑦海外の男女共同参画に関する情報の収集と提供	●国際的な男女共同参画の推進状況などの情報収集と提供	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)						引き続き国際的な男女共同参画取組等の情報収集及び提供を行なう。	
130	重点施策3	(5)環境分野における女性の参画推進	①環境分野の政策決定における女性の意見の反映	●環境分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	環境課						市報及び市ホームページを積極的に活用し、公募制の導入に努める。	
131	重点施策3	(5)環境分野における女性の参画推進	①環境分野の政策決定における女性の意見の反映	●男女共同参画の視点に立った計画策定	環境課						今後も男女共同参画の視点に立った計画等の策定に努める。	
132	重点施策4	◎男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)	ワークライフバランスの意味を知っている市民の割合	「ワーク・ライフ・バランス」の意味を知っている市民の割合の向上を目指します	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)	1回(市民向け広報と併せて 庁内のメールで啓発する方法も検討)	市報特集記事を組んだ。	T3			現状値(令和3年度) 44.8% ⇒ 令和14年 60%	市民意識調査
133	重点施策4	(1)仕事と生活の調和への意識啓発・制度の普及	①仕事と生活の調和の実現に向けた意識啓発の推進	●ワーク・ライフ・バランスに関する各種講演会・講座等の充実	子ども未来課						引き続き、関係機関等が作成したパンフレットなどの配布、ポスターの掲示などにより啓発に努める。	
134	重点施策4	(1)仕事と生活の調和への意識啓発・制度の普及	①仕事と生活の調和の実現に向けた意識啓発の推進	●関係機関等が作成したパンフレットの配布・ポスターの掲示などによる意識啓発活動の推進	商工観光課						関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めていく。	
135	重点施策4	(1)仕事と生活の調和への意識啓発・制度の普及	①仕事と生活の調和の実現に向けた意識啓発の推進	●九都県市ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンの周知	人事課						ワーク・ライフ・バランス研修を実施する。	開催回数
136	重点施策4	(1)仕事と生活の調和への意識啓発・制度の普及	①仕事と生活の調和の実現に向けた意識啓発の推進	●九都県市ワーク・ライフ・バランス推進キャンペーンの周知	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)						県等が作成したポスターの掲示や印刷物を配布し啓発を促す。	
137	重点施策4	(1)仕事と生活の調和への意識啓発・制度の普及	②働く男女の健康管理対策	●各種検(健)診の実施	健康課		①97人 ②714人 ③163人 ④3回実施	T3		T3	①15歳～39歳を対象とした健康診査を実施する。 ②20歳以上を対象とした子宮頸がん検診を実施する。 ③20歳～39歳を対象としたヤング乳がんエコー検診を実施する。 ④休日検診の実施。	
138	重点施策4	(1)仕事と生活の調和への意識啓発・制度の普及	②働く男女の健康管理対策	●健康相談、保健指導の充実	健康課		32人参加	T3	38人参加	T3	健康相談を月1回実施する。	
139	重点施策4	(1)仕事と生活の調和への意識啓発・制度の普及	③庁内におけるワーク・ライフ・バランスの実現	●市役所におけるノー残業デー、テレワークの推進	人事課						水曜日をノー残業デーとする。	
140	重点施策4	(1)仕事と生活の調和への意識啓発・制度の普及	③庁内におけるワーク・ライフ・バランスの実現	●育児休業制度、介護休暇制度の周知と奨励	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)						国や県の取組について、人事課と情報を共有する。	
141	重点施策4	(2)仕事と生活の調和に関する情報提供	①仕事と生活の調和に関する情報提供と制度の普及	●ワーク・ライフ・バランスを推進する情報提供	子ども未来課						引き続き、関係機関等が作成したパンフレットなどの配布、ポスターの掲示などにより啓発に努める。	
142	重点施策4	(2)仕事と生活の調和に関する情報提供	①仕事と生活の調和に関する情報提供と制度の普及	●情報紙「VIVA」やその他のメディアの活用	商工観光課						関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めていく。	

第4次ぎょうだ男女共同参画推進プラン取組一覧（令和6年度調査）

番号	重点施策番号	施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	A:目標値設定値 (令和6年4月)	B:現状値(令和7年4月 若しくは令和6年度実績 値)	達成度 (AとBの比較)	(参照)前年度回答	(参照) 前年度 達成度	(参照)令和6年度計画	備考
143	重点施策4	(2)仕事と生活の調和に関する情報提供	①仕事と生活の調和に関する情報提供と制度の普及	●雇用確保のための相談等の実施	人事課						ワーク・ライフ・バランス研修を実施する。	開催回数
144	重点施策4	(2)仕事と生活の調和に関する情報提供	①仕事と生活の調和に関する情報提供と制度の普及	●育児休業制度・介護休業制度の普及と利用促進	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)						県等が作成したポスターの掲示や印刷物を配布し啓発を促す。	
145	重点施策5	◎経済社会における男女共同参画の推進	キャリア形成支援のための講座参加者数の増加	キャリア形成支援を目的として実施する講座の参加者数の増加を目指します。(職業能力開発・育成、経営参加等)	人事課	60人	69人	T3	85人	T2	現状値(令和2年度) 111人 ⇒ 令和14年度 150人	
146	重点施策5	(1)女性の就労支援・キャリア形成支援	①女性が働くための情報並びに学習機会の提供	●市民を対象に女性が働くための情報提供	商工観光課						関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスター掲示などを行い啓発に努めた。特に女性を対象としたものは子ども未来課等への配分を行う。	
147	重点施策5	(1)女性の就労支援・キャリア形成支援	①女性が働くための情報並びに学習機会の提供	●就職支援講座やお仕事相談会の開催など各種講座・講演会等の学習機会の拡大	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)	埼玉県の就業支援セミナー (Zoom開催)を広報する。	埼玉県の就業支援セミナー (Zoom開催)を広報した。	T3			就職支援セミナー8/29 在宅ワーカー育成セミナー 9/5 パソコン講座(全4回)	・埼玉県女性キャリアセンターとの共催で「女性のための再就職セミナー」を開催する。 ・女性活躍推進事業において、再就職を希望する女性、管理職を目指す女性等を対象としたセミナーを開催する。 ※参加者の増加を図るため、引き続き他機関との連携・
148	重点施策5	(1)女性の就労支援・キャリア形成支援	②女性のキャリア形成支援	●中小企業者向け法律相談や経済講演会等の実施	商工観光課						商工会議所が行う法律相談や経済講演会に謝金の支払・補助金の交付などを行う。	
149	重点施策5	(1)女性の就労支援・キャリア形成支援	②女性のキャリア形成支援	●各種講座の開催	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)	埼玉県の就業支援セミナー (Zoom開催)を広報する。	埼玉県の就業支援セミナー (Zoom開催)を広報した。	T3			就職支援セミナー8/29 在宅ワーカー育成セミナー 9/5 パソコン講座(全4回)	・埼玉県女性キャリアセンターとの共催で「女性のための再就職セミナー」を開催する。 ・女性活躍推進事業において、再就職を希望する女性、管理職を目指す女性等を対象としたセミナーを開催する。 ※参加者の増加を図るため、引き続き他機関との連携・
150	重点施策5	(1)女性の就労支援・キャリア形成支援	③女性の活躍による経済の活性化	●起業家支援事業助成制度による支援	商工観光課	制度利用による女性の起業者を全体の半数以上とする。	制度利用による起業者3名のうち女性2名(令和6年度)	T3	制度利用による起業者5名のうち女性2名(令和5年度)	T4	起業家支援制度の周知徹底を図る。	人数
151	重点施策5	(1)女性の就労支援・キャリア形成支援	④働く女性の母体保護の促進	●相談事業の実施	こども家庭センター		継続		継続		リーフレットの配布 相談は随時対応。	
152	重点施策5	(1)女性の就労支援・キャリア形成支援	④働く女性の母体保護の促進	●関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などによる啓発	商工観光課						関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努める。	
153	重点施策5	(2)雇用環境の整備促進と事業所への啓発	①市民に向けた法制度の周知	●関係機関が作成したパンフレットの配布や、ポスターの掲示等による各種法制度の啓発活動の実施 ●男性の育児休業取得についての啓	商工観光課						関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示、市報などを通じ啓発に努める。	
154	重点施策5	(2)雇用環境の整備促進と事業所への啓発	②指導的立場への女性の参画促進	●常時雇用する労働者101人以上の事業者に対する一般事業主行動計画の策定と公表の促進	商工観光課						関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示、市報などを通じ啓発に努める。	
155	重点施策5	(2)雇用環境の整備促進と事業所への啓発	②指導的立場への女性の参画促進	●常時雇用する労働者101人以上の事業者に対する一般事業主行動計画の策定と公表の促進	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)						関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示、市報などを通じ啓発に努める。	
156	重点施策5	(3)農業・自営業における男女共同参画の推進	①女性農業者育成・支援	●女性アドバイザー研修参加の促進	農政課 農業委員会						各機関において実施する研修会に参加する。	
157	重点施策5	(3)農業・自営業における男女共同参画の推進	①女性農業者育成・支援	●農業経営改善支援センターの活用と就農相談の推進	農政課 農業委員会						農業経営改善センターでは、担い手農家の確保や育成のために平成6年度から全国、都道府県、市町村の各段階において設置され、担い手農家への情報提供や経営改善を実施している。 本市においては「行田市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」において、農業所得目標を1人あたり560万円と掲げ、その達成に向けた農業経営の改善支	
158	重点施策5	(3)農業・自営業における男女共同参画の推進	②家族経営協定の普及促進	●家族経営協定の普及促進	農政課 農業委員会						新規の家族経営協定の締結件数1件以上。	件数
159	重点施策5	(3)農業・自営業における男女共同参画の推進	③農業分野における女性の参画促進	●農業委員及び各種農業組織への女性の参画の推進	農政課						各協議会等女性委員の登用に引き続き努める。	人数

第4次ぎょうだ男女共同参画推進プラン取組一覧（令和6年度調査）

番号	重点施策番号	施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	A:目標値設定値 (令和6年4月)	B:現状値(令和7年4月 若しくは令和6年度実績 値)	達成度 (AとBの比較)	(参照)前年度回答	(参照) 前年度 達成度	(参照)令和6年度計画	備考
160	重点施策5	(3)農業・自営業における男女共同参画の推進	③農業分野における女性の参画促進	●農業委員及び各種農業組織への女性の参画の推進	農業委員会				別紙(Word)へ回答		令和8年7月19日までの任期	人数
161	重点施策5	(4)職場における心身両面にわたる健康対策(過重労働対策など)	①メンタルヘルスケアの促進	●労働者の心の健康の保持増進のための措置(メンタルヘルスケア)の実施を促す事業所に向けた啓発	商工観光課						関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めていく。	
162	重点施策5	(4)職場における心身両面にわたる健康対策(過重労働対策など)	①メンタルヘルスケアの促進	●労働者の心の健康の保持増進のための措置(メンタルヘルスケア)の実施を促す事業所に向けた啓発	健康課		1回	T3	1回	T3	ゲートキーパー研修の開催、広報への掲載。	開催回数
163	重点施策5	(4)職場における心身両面にわたる健康対策(過重労働対策など)	①メンタルヘルスケアの促進	●労働者の心の健康の保持増進のための措置(メンタルヘルスケア)の実施を促す事業所に向けた啓発	人事課						職員へメンタルヘルスケアに関する情報を提供し、心の健康の保持増進を図る。	
164	重点施策5	(4)職場における心身両面にわたる健康対策(過重労働対策など)	②過重労働による健康障害防止対策	●過重労働による健康障害防止の適切な措置についての事業所等に向けた啓発	商工観光課						関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めていく。	
165	重点施策5	(4)職場における心身両面にわたる健康対策(過重労働対策など)	②過重労働による健康障害防止対策	●市民に対する健康障害の未然防止のための健康管理対策の促進	健康課							過重労働等が起因と思われる健康障害の取組みは特に行ってない。
166	重点施策5	(4)職場における心身両面にわたる健康対策(過重労働対策など)	②過重労働による健康障害防止対策	●市民に対する健康障害の未然防止のための健康管理対策の促進	人事課						全職員を対象にした産業医(内科医・精神科医)による健康相談及び月45時間以上の時間外勤務者に対して産業医(内科医)への相談を勧奨する。	
167	重点施策6	◎子育てしやすい環境の整備・充実	保育所入所待機児童数	保育所入所待機児童数0人の維持を目指します。	子ども未来課				令和5年度実績0	T3	0人を維持	
168	重点施策6	(1)子育てがしやすい制度の活用・職場環境づくりに向けた啓発	①子育てがしやすい制度の活用に向けた啓発	●子育てをするためのセミナーや連続講座を開催	人権・男女共同参画推進課(男女共同参画推進センター)	埼玉県の就業支援セミナー(Zoom開催)を広報する。	埼玉県の就業支援セミナー(Zoom開催)を広報した。	T3	就職支援セミナー8/29 在宅ワーカー育成セミナー9/5 パソコン講座(全4回)		・埼玉県女性キャリアセンターとの共催で「女性のための再就職セミナー」を開催する。 ・女性活躍推進事業において、再就職を希望する女性、管理職を目指す女性等を対象としたセミナーを開催する。 ※参加者の増加を図るため、引き続き他機関との連携・	
169	重点施策6	(1)子育てがしやすい制度の活用・職場環境づくりに向けた啓発	①子育てがしやすい制度の活用に向けた啓発	●子育てをするためのセミナーや連続講座を開催	子ども未来課						子育て支援センター「きっずプラザあおい」で引き続き「子育てガイドブック」及び「子育てマップ」を配布するほか、子育て相談を行う。	
170	重点施策6	(1)子育てがしやすい制度の活用・職場環境づくりに向けた啓発	①子育てがしやすい制度の活用に向けた啓発	●子育てをするためのセミナーや連続講座を開催	こども家庭センター		継続 母子健康手帳交付数:320件		継続 母子健康手帳交付数:348件		母子健康手帳交付時に制度について周知及び説明を行う。	
171	重点施策6	(1)子育てがしやすい制度の活用・職場環境づくりに向けた啓発	①子育てがしやすい制度の活用に向けた啓発	●子育てをするためのセミナーや連続講座を開催	商工観光課						関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めていく。	
172	重点施策6	(1)子育てがしやすい制度の活用・職場環境づくりに向けた啓発	②子育てがしやすい職場づくりに向けた啓発	●くるみんマークの普及促進	子ども未来課						市報やホームページ等を活用し普及促進を行う。	
173	重点施策6	(1)子育てがしやすい制度の活用・職場環境づくりに向けた啓発	②子育てがしやすい職場づくりに向けた啓発	●子育てを支援している企業の拡大	子ども未来課						関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などによる意識の啓発を図る。	
174	重点施策6	(1)子育てがしやすい制度の活用・職場環境づくりに向けた啓発	②子育てがしやすい職場づくりに向けた啓発	●子育てを支援している企業の拡大	商工観光課						関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めていく。	
175	重点施策6	(2)男女が働き続けやすい環境の整備(子育て支援事業の充実)	①子育て支援事業の充実(病後児保育事業/ショートステイ事業/トワイライトステイ事業)	●病気の児童を医療機関に付設された専用スペースでの一時的保育 ●児童を児童養護施設等で一時的に養育	子ども未来課				病児・病後児保育の延べ利用人数…159人 ショートステイ事業の延べ利用人数…8名 トワイライトステイ事業の延べ利用人数…0名	T4	病気回復期にある児童を家庭で保育できないとき、看護師や保育士のいる専用施設で一時的に預かり、子育てと就労支援を行っていく。	
176	重点施策6	(2)男女が働き続けやすい環境の整備(子育て支援事業の充実)	②保育サービスの充実(延長保育事業/障がい児保育事業 乳幼児保育事業等)	●延長保育の充実 ●障がい児保育の推進 ●乳幼児保育を推進	子ども未来課				延長保育の実施設数…8 保育所(自主事業含む)	T3	今後も保育サービスの充実を推進し、保護者の就労支援を行っていく。	

第4次ぎょうだ男女共同参画推進プラン取組一覧（令和6年度調査）

番号	重点施策番号	施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	A:目標値設定値 (令和6年4月)	B:現状値(令和7年4月 若しくは令和6年度実績 値)	達成度 (AとBの比較)	(参照)前年度回答	(参照) 前年度 達成度	(参照)令和6年度計画	備考
177	重点施策6	(2)男女が働き続けやすい環境の整備(子育て支援事業の充実)	③保育士の資質向上	●研修会への参加促進 ●保育協議会・保育士会の運営支援	子ども未来課				令和5年度実績 5月20日(土)85人 11月4日(土)217人 1月13日(土)224人	T3	年3回実施する研修会の助成を予定しており、保育協議会、保育士会の運営支援を行っていく。	
178	重点施策6	(2)男女が働き続けやすい環境の整備(子育て支援事業の充実)	④家庭保育室の運営支援	●家庭保育室での乳幼児保育の実施	子ども未来課						家庭保育室の実施を継続して行い、支援していく。	
179	重点施策6	(2)男女が働き続けやすい環境の整備(子育て支援事業の充実)	⑤企業内保育施設の設置促進	●企業内保育施設の設置促進	子ども未来課						県担当課への窓口となり、設置促進を進めていく。	
180	重点施策6	(2)男女が働き続けやすい環境の整備(子育て支援事業の充実)	⑥放課後児童対策事業	●就労などにより保護者が昼間家庭にいない児童を対象に放課後の生活の場の提供	子ども未来課				公設公営(19か所)延べ9,373名利用 民設民営(1か所)延べ274名利用	T3	保護者が昼間いない児童に対し、放課後等に居場所を提供し、適切な保護及び育成を図る。	
181	重点施策6	(2)男女が働き続けやすい環境の整備(子育て支援事業の充実)	⑦ファミリー・サポート・センター事業の推進	●ファミリー・サポート・センター事業の推進	子ども未来課				会員数・・・374名 【内訳】協力会員68名、依頼会員293名、両方会員13名 延べ回数・・・2,499回	T3	ファミリー・サポート・センター事業を推進するための広報活動を展開し、協力会員の増加を図る。	人数
182	重点施策6	(3)子育て関連の相談サービスの充実	④子育てに関する相談体制の充実	●家庭児童相談員等による相談体制の充実	こども家庭センター						家庭における児童に関わる悩み等の相談体制の充実を図っていく。	
183	重点施策6	(3)子育て関連の相談サービスの充実	①子育てに関する相談体制の充実	●家庭児童相談員等による相談体制の充実	こども家庭センター		R6年度実績:相談件数: 324件(うち虐待相談200件)		R5年度実績:相談件数221件(福祉行政報告例) (内虐待相談) 身体的虐待 26件 性的虐待 4件 心理的虐待 125件 ネグレクト 13件		相談に随時対応。	
184	重点施策6	(3)子育て関連の相談サービスの充実	②来所・電話による教育相談事業の充実	●教育相談の充実	教育支援センター	ステップ教室利用人数45人 指導回数480回			実績値 利用人数40人 指導回数522回	T3	・子育てに悩む相談者の思いに寄り添った教育相談をとおして、子供のよりよい生活を支援する。 ・幼稚園・保育園や学校との連携を図り、情報を共有する。 ・早期療育事業においては、一人一人の子供の特性に応じた適切な療育を行うとともに、父母との適宜の面談を通して、就学相談を含めたきめ細かな支援に努める。 ・早期療育事業「ステップ教室」をこれまで以上に周知し、推進していく。	
185	重点施策6	(3)子育て関連の相談サービスの充実	③子育てや教育に関する情報の収集・提供	●子育てや教育に関する図書及び視聴覚資料の整備	教育支援センター	教育相談や早期療育事業の中で情報提供			教育相談や早期療育事業の中で情報提供	T3	子育てと教育、発達障害に関する資料の充実と早期療育で使用する教材・教具のさらなる充実を図っていく。	
186	重点施策6	(3)子育て関連の相談サービスの充実	③子育てや教育に関する情報の収集・提供	●生活に密着した地域の子育て情報の提供	図書館	子育て関係の資料を多く収集する。	継続して育児関連図書を収集した。	T3			引き続き、子育てや教育に関する資料を収集する。	
187	重点施策6	(3)子育て関連の相談サービスの充実	③子育てや教育に関する情報の収集・提供	●ブックスタート事業においての子育てに関する情報の提供	図書館	各事業において、子育てに関する様々な情報提供を行い、有意義な時間としてもらう。	ブックスタート事業内で、育児相談を実施し、様々な情報提供を行った。	T3			ブックスタート事業や親子の絵本講座において子育てに関する情報を提供する。	
188	重点施策6	(4)子育て中の親の交流・ネットワークづくりの支援	①幼児学級等の開催	●就学前の親子を対象に各種学級・教室の開催 ●地域の母親たちのネットワークづくり ●男性の家事育児への参画プログラム	中央公民館 地域公民館						幼児学級・親子教室等の継続。	
189	重点施策6	(4)子育て中の親の交流・ネットワークづくりの支援	②地域子育て支援拠点事業の推進	●相談指導・子育てサークル等の育成などの支援	子ども未来課				地域子育て支援拠点の設置及び利用状況 一般型・・・7箇所 延べ19,966人	T3	地域子育て支援拠点(7か所)において、親子が集える場所を提供するほか、子育て相談を行う。	
190	重点施策6	(4)子育て中の親の交流・ネットワークづくりの支援	②地域子育て支援拠点事業の推進	●子育て支援センターの機能の充実	こども家庭センター		継続 相談件数:82件		継続 相談件数:105件		子育て支援センターの紹介及び「あおい」での相談を行う。	
191	重点施策6	(5)男性が子育てしやすい環境の整備	①育児・介護休業制度利用の促進	●関係機関が作成したパンフレットの配布や、ポスターの掲示等を行うことによる啓発活動	商工観光課						関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めていく。	
192	重点施策6	(5)男性が子育てしやすい環境の整備	①育児・介護休業制度利用の促進	●男性の制度利用促進に向けた啓発活動	人事課						特定事業主行動計画に基づいた取組を実施する。制度に関するハンドブックを送付し、全職員へ周知する。	
193	重点施策6	(5)男性が子育てしやすい環境の整備	②男性の家庭や地域への参画を促進する講座の充実	●男性学級(男の料理教室など)の実施	中央公民館 地域公民館						男性学級・男性料理教室の継続	

第4次ぎょうだ男女共同参画推進プラン取組一覧（令和6年度調査）

番号	重点施策番号	施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	A:目標値設定値 (令和6年4月)	B:現状値(令和7年4月 若しくは令和6年度実績 値)	達成度 (AとBの比較)	(参照)前年度回答	(参照) 前年度 達成度	(参照)令和6年度計画	備考		
194	重点施策6	(5)男性が子育てしやすい環境の整備	②男性の家庭や地域への参画を促進する講座の充実	●男性学級(男の料理教室など)の実施	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)	2回開催			2回開催		男性の家庭への参画と自立を促すために「男性料理教室」及び「親子料理教室」を開催する。			
195	重点施策7	◎男女共同参画の視点に立った防災・防犯体制の推進	防災訓練を実施している自主防災組織の割合	防災訓練を実施している自主防災組織の割合の増加を目指します。 (第6次行田市総合振興計画)	地域活動推進課	50.0%	52.0%	T2	43.6%	T2	現状値(令和元年) 22% ⇒ 令和14年度 100%			
196	重点施策7	(1)防災における男女共同参画の推進	①防災分野における男女共同参画の推進	●地域防災計画等において男女共同参画の視点の反映 ●防災関連の会議等において女性の参画拡大の検討	危機管理課						法律等で定める構成員による防災会議の実施。			
197	重点施策7	(1)防災における男女共同参画の推進	②自主防災組織の結成促進及び育成	●研修会、出前講座等を通じて自主防災活動、避難所運営等に関する女性の参画に求められている役割・重要性の普及及び啓発	危機管理課						防災意識の高揚及び知識の向上を図るため、出前講座等において啓発を行う。			
198	重点施策7	(1)防災における男女共同参画の推進	②自主防災組織の結成促進及び育成	●日常的な見守り活動の中から災害弱者に対する災害時の支援のあり方の検討	地域活動推進課						自治会連合会が取り組む自主防災組織の運営・充実に向けた調査・研究を支援する。 また、避難所運営に必要な、自治会向け避難所運営マニュアルを作成する。			
199	重点施策7	(1)防災における男女共同参画の推進	②自主防災組織の結成促進及び育成	●女性団体等地域で活動する女性リーダーの育成	地域共生社会推進課						民生委員に対する啓発を継続。			
200	重点施策7	(1)防災における男女共同参画の推進	②自主防災組織の結成促進及び育成	●女性団体等地域で活動する女性リーダーの育成	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)	R6.11. 19に防災セミナーを開催	R6.11. 20に防災セミナーを開催した。好評であった。	T2			R5.10.31に防災セミナーを実施	防災関連セミナー等の開催。		
201	重点施策7	(1)防災における男女共同参画の推進	③消防活動における男女共同参画の推進	●行田市消防団甲斐姫分団の活動推進	消防本部	31と同じ	31と同じ	T3	31と同じ	T3	各種イベント等において、啓発活動 埼玉県消防殉職・殉難者慰霊祭に参加 甲斐姫分団用車両を配備する	車両配備状況		
202	重点施策7	(2)防犯における男女共同参画の推進	①防犯分野における男女共同参画の推進	●地域における防犯組織・団体の拡大・育成	地域活動推進課						防犯団体数を増加させ女性の視点を反映させる。	人数		
203	重点施策8	◎生活上の困難に直面しやすい人々が暮らしやすい環境の整備	いきいき・元気サポーターの登録者数	いきいき・元気サポーターに登録している市民の増加を目指します。 (第6次行田市総合振興計画)	高齢者福祉課	140人	123人	T4	114人	T4	現状値(令和元年度) ⇒ 令和14年度 170人	人数		
204	重点施策8	(1)ひとり親家庭への支援	①ひとり親家庭への経済的支援	●児童扶養手当の支給	子ども未来課						受給者数 503名 支給総額 269,596,190円	T3	ひとり親家庭に対して児童扶養手当制度の周知徹底を図っていく。	
205	重点施策8	(1)ひとり親家庭への支援	①ひとり親家庭への経済的支援	●ひとり親家庭等医療費支給	子ども未来課									
206	重点施策8	(1)ひとり親家庭への支援	②ひとり親家庭の就労・自立の促進	●自立支援教育訓練給付 ●高等技能訓練促進給付	子ども未来課							ひとり親家庭に対する各種就労・自立支援制度の周知徹底を図っていく。		
207	重点施策8	(2)様々な困難に置かれている人々への支援の充実	①地域のつながりを大切にする支えあいのまちづくり	●地域での住民同士の支えあいの仕組みづくり・いきいき・元気サポート制度の充実	福祉課	日中活動系サービスの利用人数。 介護給付費287人 訓練給付費254人 ※障害福祉計画によるR6見込量	日中活動系サービスの利用人数。 介護給付費472人 訓練給付費417人 ※令和7年3月利用分	T3	-	T1	日中活動系サービスの利用人数。 介護給付費287人 訓練給付費254人 ※障害福祉計画によるR6見込量			
208	重点施策8	(2)様々な困難に置かれている人々への支援の充実	②様々な福祉ニーズに対応できるまちづくり	●相談支援体制の充実	福祉課							相談は随時受け付ける。相談があった場合には、関係課及び関係機関等と連携・協力する。		
209	重点施策8	(2)様々な困難に置かれている人々への支援の充実	②様々な福祉ニーズに対応できるまちづくり	●福祉サービスの推進	福祉課							事業を継続していく。		
210	重点施策8	(2)様々な困難に置かれている人々への支援の充実	②様々な福祉ニーズに対応できるまちづくり	●福祉サービスの推進	高齢者福祉課	事業を継続していく。	事業を継続していく。	T3			第9期計画に基づき、実施する。	事業を継続していく。		
211	重点施策8	(2)様々な困難に置かれている人々への支援の充実	③安心して暮らせる高齢者福祉の充実	●介護保険サービスの充実 ●介護予防の推進 ●地域包括ケアシステムの充実	高齢者福祉課	事業を継続していく。	事業を継続していく。	T3			第9期計画に基づき、実施する。	事業を継続していく。		

第4次ぎょうだ男女共同参画推進プラン取組一覧（令和6年度調査）

番号	重点施策番号	施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	A:目標値設定値 (令和6年4月)	B:現状値(令和7年4月 若しくは令和6年度実績 値)	達成度 (AとBの比較)	(参照)前年度回答	(参照) 前年度 達成度	(参照)令和6年度計画	備考
212	重点施策8	(2)様々な困難に置かれている人々への支援の充実	④障がい者福祉の充実	●障がいのある人の地域生活や社会参加の支援 ●自立に向けた教育の充実 ●人にやさしいまちづくりの推進	福祉課						民間サービス事業者が実施する在宅障害児(者)の一時預かりや派遣による介護サービス、移送や外出援助サービスなどの一部を助成し、障害児(者)やその家族の負担軽減を図る。	
213	重点施策8	(2)様々な困難に置かれている人々への支援の充実	④障がい者福祉の充実	●安心できる保健・医療施策の推進	健康課		年12回掲載	T3	年12回掲載	T3	市報、HP・携帯サイトに休日急患診療等を掲載。	
214	重点施策8	(3)相談事業の充実	①各種相談窓口の充実	●こども家庭センターによる、子育て中の保護者の様々な相談を一元的に対応できる機能の強化	こども家庭センター		R6年度実績:相談件数200件(福祉行政報告例) (内虐待相談) 身体的虐待 41件 性的虐待 3件 心理的虐待 127件 ネグレクト 29件		R5年度実績:相談件数221件(福祉行政報告例) (内虐待相談) 身体的虐待 26件 性的虐待 4件 心理的虐待 125件 ネグレクト 13件		子育て総合支援窓口及び家庭児童相談室を継続設置する。	
215	重点施策8	(3)相談事業の充実	①各種相談窓口の充実	●各種相談の充実	地域活動推進課						各種相談を継続実施する。	
216	重点施策8	(3)相談事業の充実	①各種相談窓口の充実	●あらゆる人権問題に関して、気軽に相談できる環境の整備	人権・男女共同参画推進課 (人権推進課)	相談は随時受付。相談があった場合には、人権擁護委員に対応を依頼し、関係機関と連携・協力する。 人権啓発リーフレット「差別のない明るい社会を」に相談窓口の案内を掲載。 市ホームページの「各種相談」へ「人権相談」を掲載。	相談件数は、3件。 相談があった場合には、人権擁護委員に対応を依頼し、関係機関と連携・協力した。 人権啓発リーフレット「差別のない明るい社会を」に相談窓口の案内を掲載した。 市ホームページの「各種相談」へ「人権相談」を掲載した。	T2	相談件数は、1件。 相談があった場合には、人権擁護委員に対応を依頼し、関係機関と連携・協力した。 人権啓発リーフレット「差別のない明るい社会を」に相談窓口の案内を掲載した。 市ホームページの「各種相談」へ「人権相談」を掲載した。	T2	相談は随時受付。相談があった場合には、人権擁護委員に対応を依頼し、関係機関と連携・協力する。 人権啓発リーフレット「差別のない明るい社会を」に相談窓口の案内を掲載。 市ホームページの「各種相談」へ「人権相談」を掲載。	
217	重点施策8	(3)相談事業の充実	②障がい者の自立支援に向けた相談支援機能の強化	●障害者自立支援協議会の運営の活性化	福祉課						三市共同の定例会、事例検討会の充実	
218	重点施策8	(3)相談事業の充実	②障がい者の自立支援に向けた相談支援機能の強化	●相談支援センターの充実	福祉課						基幹相談支援センターと連携を図り、引き続き、3市共同で支援センターの充実を図る。	
219	重点施策8	(3)相談事業の充実	③男女共同参画に関する総合的相談窓口の整備	●専門的な相談員による相談窓口の充実	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)	継続	相談員による相談。68件。		相談員による相談。77件。		専門の女性相談員(3名体制)による相談事業を継続する。 市報やホームページ等にて相談受付窓口を周知する。 VIVAや本庁舎内のトイレ及び授乳室にDV相談案内カード(名刺サイズ)の設置を継続して行なう。	
220	重点施策8	(3)相談事業の充実	③男女共同参画に関する総合的相談窓口の整備	●関係各課との連携の強化と相談体制の整備	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)	継続	令和7年3月実施。	T3	令和6年1月実施		庁内DV対策連携会議を行う。	
221	重点施策8	(3)相談事業の充実	④消費生活相談の充実	●消費生活相談の相談日の拡充	地域活動推進課						週5日の消費生活相談体制を継続する。	
222	重点施策8	(3)相談事業の充実	④消費生活相談の充実	●消費者問題の出前講座の実施	地域活動推進課						高齢者団体等への出前講座を実施する。	
223	重点施策8	(3)相談事業の充実	④消費生活相談の充実	●福祉部門との連携	地域活動推進課						消費者被害防止サポーター養成講座を実施する。 高齢者等見守り連絡会議を活用し、庁内関係部署との情報共有、連携強化を図る。	
224	重点施策8	(3)相談事業の充実	⑤外国籍の人々への支援	●外国人のサポートをしているNPO活動の支援と協働	地域活動推進課						外国人のサポートをしている市民活動団体と情報共有し、支援が必要な方とのマッチングを行う。	
225	重点施策8	(3)相談事業の充実	⑤外国籍の人々への支援	●外国人に対する窓口サービスの充実	市民課						引き続き各種言語のパンフレットの配布。ホームページの活用。外国語が堪能な職員を起用。	
226	重点施策9	◎生涯を通じた健康づくりへの支援	女性特有がん検診受信者数	女性特有のがんを早期に見つけるよう女性特有がん(子宮がん、乳がん)検診の受信者数の増加を目指します。	健康課	子宮がん検診1,100人 乳がん検診1,350人	子宮がん検診714人 乳がん検診1,137人	T3	子宮がん検診1,083人 乳がん検診1,322人	T3	子宮がん検診:個別ですて実施(R6.6.1～R7.2.28) 乳がん検診:集団と個別ですて実施(R6.6.1～R7.2.28)	6月～ 実施

第4次ぎょうだ男女共同参画推進プラン取組一覧（令和6年度調査）

番号	重点施策番号	施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	A:目標値設定値 (令和6年4月)	B:現状値(令和7年4月 若しくは令和6年度実績 値)	達成度 (AとBの比較)	(参照)前年度回答	(参照) 前年度 達成度	(参照)令和6年度計画	備考
227	重点施策9	(1)生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての考え方の定着	①リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発(母性保護の啓発活動の充実)	●「生涯にわたる性と生殖に関する健康」(リプロダクティブ・ヘルス)の各種相談を通じた支援啓発 ●「性に関する健康を享受する権利」(リプロダクティブ・ライツ)の各種相談を通じた支援啓発	こども家庭センター		継続 ママパパ教室参加者:84人		継続 ママパパ教室参加者:143人		リプロダクティブ・ヘルス/ライツを意識しながら相談に応じる。また、ママ・パパ教室を継続実施する。	
228	重点施策9	(2)生涯を通じた健康支援(個々のニーズに応じた健康支援)	①健康づくり講座の開催	●健康教育及び健康相談を個人の健康状態に合わせ集団又は個別に実施	健康課		377人	T3	388人	T3	健康教育及び健康相談を開講する。	
229	重点施策9	(2)生涯を通じた健康支援(個々のニーズに応じた健康支援)	②女性の健康づくりへの支援	●女性特有がん検診の受診促進	健康課		子宮がん検診714人 乳がん検診1,137人 乳エコー検査163人	T3	子宮がん検診1,083人 乳がん検診1,322人 乳エコー検査149人	T3	20歳の女性に子宮がん検診クーポン券を、40歳の女性に乳がん検診のクーポン券を送付。クーポン券により、無料で当該検診が受診できる。20歳～39歳の女性を対象にヤング乳がんエコー検診を年4回実施する。	人数
230	重点施策9	(2)生涯を通じた健康支援(個々のニーズに応じた健康支援)	②女性の健康づくりへの支援	●がん予防教室等の開催	健康課		毎回実施	T3	毎回実施	T3	がん検診時に開催 及び 資料の配布を行う。	開催回数
231	重点施策9	(2)生涯を通じた健康支援(個々のニーズに応じた健康支援)	③感染症予防から治療までの総合的な対策など	●感染症発生动向の情報提供 ●感染症に関する知識の普及 ●HIV・その他性感染症の予防啓発 ●予防接種率の向上	健康課		定期予防接種 17,735人 (健康課のみ)	T3	定期予防接種 27,199人	T3	感染症関係は必要に応じて情報提供する。予防接種は継続実施。 R6年度からはこども家庭センターでも対応	
232	重点施策9	(2)生涯を通じた健康支援(個々のニーズに応じた健康支援)	④薬物、喫煙、飲酒対策	●正しい知識の普及啓発 ●家族や周囲の人の対応方法を学ぶ ●機会の提供	健康課		禁煙チャレンジ:13人申込 禁煙サポーター:0人	T3	禁煙チャレンジ:25人申込 禁煙サポーター:0人	T3	禁煙チャレンジ応援プラン助成事業の実施。 禁煙サポーター薬局による肺の健康チェックの実施。	
233	重点施策9	(3)母子保健の充実	①子ども医療費支給事業の充実	●子どもに対する医療費の一部を支援	子ども未来課							
234	重点施策9	(3)母子保健の充実	②母子に関する健診の充実	●妊婦健診及び乳幼児健診による疾病や異常の早期発見 ●適切な指導による母子の健康の保持増進	こども家庭センター		継続 妊婦健康診査:延べ3,747人 4か月児健診:333人 1歳6ヶ月児健診:389人 2歳児歯科健診:375人 3歳児健診:363人		継続 妊婦健康診査:延べ4,121人 4か月児健診:379人 1歳6ヶ月児健診:373人 2歳児歯科健診:353人 3歳児健診:376人		妊婦健診、4ヶ月児健診、1歳6ヶ月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診の実施。	
235	重点施策9	(3)母子保健の充実	③母子保健相談・教育の充実	●妊娠・出産・育児に関する知識の普及 ●発達支援や育児不安の相談の充実	こども家庭センター		継続 赤ちゃんコンシェルジュ相談件数:995件 ママパパ教室:延べ84人 離乳食教室:253人 妊婦相談:32人 乳幼児相談:延べ37人		継続 子育て包括支援センター相談件数:1,053件 ママパパ教室:延べ143人 離乳食教室:237人 妊婦相談:17人 乳幼児相談:延べ44人		赤ちゃんコンシェルジュの継続。 ママパパ教室、離乳食教室、妊婦相談、乳幼児相談、各種専門相談の実施。 資料の配布。	
236	重点施策9	(4)学校教育等における性に関する教育の充実	①性に関する教育の推進	●小中学校における性に関する指導の実施	教育指導課		小中学校において制に性に関する指導を系統的に行った。				小中学校において、性に関する指導が系統的に実施できるよう指導する。	
237	重点施策9	(4)学校教育等における性に関する教育の充実	②性や母性に関する情報・資料の提供	●小中学校における性や母性に関する情報についての教材の整備	教育指導課		各学校で教材を整備し、活用した。				効果的な学習ができるよう教材の整備を図り活用を促す。	
238	重点施策9	(5)学校教育における感染症等予防対策の推進	①感染症予防から治療までの総合的な対策など	●保健指導を通し感染症予防の知識を身につける ●感染症発生动向の情報提供 ●感染症に関する知識の普及 ●予防接種率の向上	教育指導課		健康課との連携を図り、予防接種に関するリーフレットを配布するなど、関係機関と連携を図った。				効果的な学習ができるよう関係各所との連携を図る。	
239	重点施策9	(5)学校教育における感染症等予防対策の推進	②薬物・喫煙・飲酒対策など	●薬物・喫煙・飲酒の健康への影響を学習し、健康を保持できる児童・生徒を育成	教育指導課		薬物乱用防止教室・喫煙防止教室を実施し、健康意識の向上を図った。				引き続き、薬物乱用防止教室や喫煙防止教室を実施し健康意識を高めていく。	
240	重点施策9	(6)生涯にわたるスポーツ活動の促進	①スポーツ施設の整備・充実	●スポーツ施設の整備	スポーツ振興課		市内体育施設の経年劣化に伴う修繕等を計画的に行った。	T3			市内各体育施設の経年劣化に伴う修繕等を計画的・継続的に実施する。	
241	重点施策9	(7)生涯にわたるスポーツ活動の促進	②スポーツに親しむための講習会の開催	●誰もが気軽に参加できるスポーツ教室の開催	スポーツ振興課		地区スポーツ協会において積極的にスポーツ教室を開催した。	T3			地域と連携したスポーツ教室を継続開催する。	
242	重点施策9	(8)生涯にわたるスポーツ活動の促進	③スポーツ指導者の育成・充実	●各種講習会を開催し指導者を育成	スポーツ振興課		スポーツ指導者向けに熱中症予防講座や救急救命講座を実施した。	T3			各種講習会を継続開催する。	

第4次ぎょうだ男女共同参画推進プラン取組一覧（令和6年度調査）

番号	重点施策番号	施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	A:目標値設定値 (令和6年4月)	B:現状値(令和7年4月 若しくは令和6年度実績 値)	達成度 (AとBの比較)	(参照)前年度回答	(参照) 前年度 達成度	(参照)令和6年度計画	備考
243	重点施策9	(9)生涯にわたるスポーツ活動の促進	③スポーツ指導者の育成・充実	●「行田市スポーツ指導者登録制度」に基づく幅広人材活用	スポーツ振興課		特に要請もなく、活用しなかった。	T4			市民の要請に応じ、指導者登録制度に基づく人材活用を行う。	
244	重点施策10	◎暴力のない社会づくりの推進	DVという言葉を知っている中学生の割合	DVという言葉を知っている中学生の割合の増加を目指します。	教育指導課	市内全中学校への啓発100%				T3	「DVお悩みチャット@埼玉」を全中学校に配付し、各中学校で啓発にあたっている。	現状値(令和3年度) 38.5% ⇒ 令和14年度 100%
245	重点施策10	(1)暴力を許さない意識づくり	①ドメスティック・バイオレンスの予防、防止に向けた啓発活動	●家庭や職場における男女差別や配偶者などからの暴力、セクシャル・ハラスメント防止のための啓発	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)	継続	忍城のライトアップを実施した。	T3	忍城のライトアップを実施。		・センター内に関係パンフレットを配架し啓発に努める。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」週間にDV防止の啓発を行う。	
246	重点施策10	(1)暴力を許さない意識づくり	①ドメスティック・バイオレンスの予防、防止に向けた啓発活動	●家庭や職場における男女差別や配偶者などからの暴力、セクシャル・ハラスメント防止のための啓発	こども家庭センター		R6年度実績:相談件数200件(福祉行政報告例)(内虐待相談)身体的虐待 41件性的虐待 3件心理的虐待 127件ネグレクト 29件		R5年度実績:相談件数221件(福祉行政報告例)(内虐待相談)身体的虐待 26件性的虐待 4件心理的虐待 125件ネグレクト 13件	T3	家庭児童相談室を継続設置し、必要に応じ行田市要保護児童対策地域協議会を開催し、要保護児童の在り方を検討する。	
247	重点施策10	(1)暴力を許さない意識づくり	②被害者、加害者向けの啓発・支援	●相談時における予防、再発防止に留意した対応 ●加害者への啓発・相談体制の整備検討 ●地域包括支援センターにおける予防・啓発 ●高齢者及び障がいのある人に対し虐待防止のパンフレットによる啓発や支援 ●警察、関係機関との連携による未然防止 ●児童相談を通じた児童の保護者に対するDVの防止	高齢者福祉課	引き続き重層的支援体制を強化していく。	引き続き重層的支援体制を強化していく。	T3	重層的支援体制を強化していく。		相談支援協力体制を強化する。	
248	重点施策10	(1)暴力を許さない意識づくり	②被害者、加害者向けの啓発・支援	●相談時における予防、再発防止に留意した対応 ●加害者への啓発・相談体制の整備検討 ●地域包括支援センターにおける予防・啓発 ●高齢者及び障がいのある人に対し虐待防止のパンフレットによる啓発や支援 ●警察、関係機関との連携による未然防止 ●児童相談を通じた児童の保護者に対するDVの防止	こども家庭センター		R6年度実績:相談件数200件(福祉行政報告例)(内虐待相談)身体的虐待 41件性的虐待 3件心理的虐待 127件ネグレクト 29件		R5年度実績:相談件数221件(福祉行政報告例)(内虐待相談)身体的虐待 26件性的虐待 4件心理的虐待 125件ネグレクト 13件	T3	家庭児童相談室を継続設置するとともに、必要に応じ行田市要保護児童対策地域協議会を開催し、要保護児童の支援の在り方を検討する。	
249	重点施策10	(1)暴力を許さない意識づくり	②被害者、加害者向けの啓発・支援	●相談時における予防、再発防止に留意した対応 ●加害者への啓発・相談体制の整備検討 ●地域包括支援センターにおける予防・啓発 ●高齢者及び障がいのある人に対し虐待防止のパンフレットによる啓発や支援 ●警察、関係機関との連携による未然防止	福祉課				R5年度実績:相談件数221件(福祉行政報告例)(内虐待相談)身体的虐待 26件性的虐待 4件心理的虐待 125件ネグレクト 13件		警察をはじめとした関係機関との連携の継続。	
250	重点施策10	(2)暴力防止に向けた学校教育	①人権尊重、男女平等教育の充実	●人権教育の全体計画・年間指導計画の見直しの実施	教育指導課		行田市人権教育基本方針を周知させ、年間指導計画の確認を行った。				行田市人権教育基本方針の周知とそれに基づいた教育を実施していく。	
251	重点施策10	(3)デートDV(結婚していない恋人間での暴力)防止活動の実施	①若年者に対する予防啓発の推進	●問題の発生を未然に防止するためデートDVに関する講座の開催 ●啓発パンフレットなどを活用した情報提供 ●若い世代に対するデートDVに関する啓発	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)	継続					・センター内に関係パンフレットを配架し啓発に努める。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」週間にDV防止の啓発を行う。	
252	重点施策10	(3)デートDV(結婚していない恋人間での暴力)防止活動の実施	①若年者に対する予防啓発の推進	●問題の発生を未然に防止するためデートDVに関する講座の開催 ●啓発パンフレットなどを活用した情報提供 ●若い世代に対するデートDVに関する啓発	教育指導課		リーフレットを配布するなど啓発活動を行った。				啓発活動を引き続き実施していく。 教職員等を対象とした研修会等の周知を行う。	
253	重点施策10	(4)児童虐待の防止	①児童虐待に対する啓発活動	●「児童虐待の防止等に関する法律」の周知	こども家庭センター						市報や市HPに掲載するほか、児童虐待防止啓発グッズ等を作成し、児童虐待防止について周知を図る。	
254	重点施策10	(4)児童虐待の防止	①児童虐待に対する啓発活動	●地域社会全体に向けた積極的な啓発活動	教育指導課		養護教諭にも協力を仰いだり、日常の目視による虐待の早期発見に努めた。				児童虐待は重大な人権問題である認識のもと早期発見に努める。	

第4次ぎょうだ男女共同参画推進プラン取組一覧（令和6年度調査）

番号	重点施策番号	施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	A:目標値設定値 (令和6年4月)	B:現状値(令和7年4月 若しくは令和6年度実績 値)	達成度 (AとBの比較)	(参照)前年度回答	(参照) 前年度 達成度	(参照)令和6年度計画	備考
255	重点施策10	(4)児童虐待の防止	②児童虐待の未然防止	●虐待リスクの高い家庭の早期発見 ●家庭訪問や健診時等における児童虐待の兆候のチェック ●家庭児童相談員による相談体制の充実	こども家庭センター		R6年度実績:相談件数200件(福祉行政報告例)(内虐待相談)身体的虐待 41件性的虐待 3件心理的虐待 127件ネグレクト 29件		R5年度実績:相談件数221件(福祉行政報告例)(内虐待相談)身体的虐待 26件性的虐待 4件心理的虐待 125件ネグレクト 13件	T3	家庭児童相談室を継続設置するとともに、必要に応じ行田市要保護児童対策地域協議会を開催し、要保護児童の支援の在り方を検討する。	
256	重点施策10	(4)児童虐待の防止	②児童虐待の未然防止	●虐待リスクの高い家庭の早期発見 ●家庭訪問や健診時等における児童虐待の兆候のチェック ●家庭児童相談員による相談体制の充実	持田保育園 長野保育園 南河原保育園				気になる乳幼児や不安を抱える保護者に対し、保健センター・子ども家庭総合支援センターと連携し情報提供等を行う体制を整えた。	T3	毎日、園時の身体をチェックし虐待が疑われる場合には、関係機関へ連絡する。	
257	重点施策10	(4)児童虐待の防止	②児童虐待の未然防止	●虐待リスクの高い家庭の早期発見 ●家庭訪問や健診時等における児童虐待の兆候のチェック ●家庭児童相談員による相談体制の充実	福祉課						基幹相談支援センターと連携を図り、引き続き、3市共同で支援センターの充実を図る。	
258	重点施策10	(4)児童虐待の防止	②児童虐待の未然防止	●虐待リスクの高い家庭の早期発見 ●家庭訪問や健診時等における児童虐待の兆候のチェック ●家庭児童相談員による相談体制の充実	教育指導課		養護教諭にも協力を仰いだし、日常の目視による虐待の早期発見に努めた。				児童虐待は重大な人権問題である認識のもと早期発見に努める。	
259	重点施策10	(4)児童虐待の防止	②児童虐待の未然防止	●虐待リスクの高い家庭の早期発見 ●家庭訪問や健診時等における児童虐待の兆候のチェック ●家庭児童相談員による相談体制の充実	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)	庁内DV対策連携会議と併せて、要保護児童対策地域協議会に参加し、状況把握に努める。	要保護児童対策地域協議会に出席し、DV関連事案の際は、経緯を報告している。	T3	要保護児童対策地域協議会に出席し、DV関連事案の際は、経緯を報告している。		庁内DV対策連携会議を行う。	
260	重点施策10	(4)児童虐待の防止	②児童虐待の未然防止	●虐待リスクの高い家庭の早期発見 ●家庭訪問や健診時等における児童虐待の兆候のチェック ●家庭児童相談員による相談体制の充実	こども家庭センター		継続 こんにちは赤ちゃん事業対応数:346件 養育支援家庭訪問事業対応延べ数:34件		継続 こんにちは赤ちゃん事業対応数:366件 養育支援家庭訪問事業対応延べ数:31件		こんにちは赤ちゃん事業、養育支援家庭訪問事業等による個別支援の実施。健診等において虐待リスクの発見。	
261	重点施策11	◎DV被害者の安全確保と支援体制の充実	DVについての相談の有無	DV被害者が早期に相談できる体制を整備し、DVについての相談をした割合の増加を目指します。 (人権に関する意識調査)	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)	相談員のスキルアップのため、研修会に参加する。安定した相談体制を維持する。	相談員3名に対し、相談員向け研修に積極的に参加してもらった。	T3	DV対応初任者研修や相談員研修に参加するなど対応スキルの向上を図った。HPの内容を見直し、分かりやすく広報した。	T3	現状値(令和2年度)25.9% ⇒ 令和14年度 40%	
262	重点施策11	(1)早期相談の促進と相談体制の充実	①被害者の早期発見	●保健や福祉に関する業務を通じた被害者の早期発見	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)	各課と連携し、報告体制を確認する。取りこぼしのない連携体制を構築。					関係課と連絡を取り合い、情報共有する。	
263	重点施策11	(1)早期相談の促進と相談体制の充実	①被害者の早期発見	●保健や福祉に関する業務を通じた被害者の早期発見	こども家庭センター				継続		通常業務の中で発見した場合は関係機関へ連絡する。関係機関からDV情報があった場合は通常業務の中で見守りを行う。	
264	重点施策11	(1)早期相談の促進と相談体制の充実	①被害者の早期発見	●関係機関の連携による高齢者等への虐待の早期発見、予防、解決	福祉課						協定締結事業所の増。 地域安心ネットワーク会議の開催。 虐待防止マニュアルの活用。	
265	重点施策11	(1)早期相談の促進と相談体制の充実	①被害者の早期発見	●関係機関の連携による高齢者等への虐待の早期発見、予防、解決 ●関係機関からの情報収集による高齢者等虐待防止	高齢者福祉課	引き続き重層的支援体制を強化していく。	引き続き重層的支援体制を強化していく。	T3	重層的支援体制を強化していく。		引き続き地域包括支援センター、民生委員及び地域包括支援センター相談協力員による地域支援ネットワークの構築を推進し、要援護高齢者等の早期発見・対応態勢を推進していく。また警察との連携を強化していく。	
266	重点施策11	(1)早期相談の促進と相談体制の充実	①被害者の早期発見	●関係機関からの情報収集による高齢者等虐待防止	人権・男女共同参画推進課 (人権推進課)	防止対策として人権擁護委員による街頭啓発と人権相談を実施。また人権・同和問題地区別研修において、高齢者虐待等を含めた講演を実施。	防止対策として人権擁護委員による街頭啓発と人権相談を実施。また人権・同和問題地区別研修において、高齢者虐待等を含めた講演を実施した。	T2	防止対策として人権擁護委員による街頭啓発と人権相談を実施。また人権・同和問題地区別研修において、高齢者虐待等を含めた講演を実施した。	T2	防止対策として人権擁護委員による街頭啓発と人権相談を実施。また人権・同和問題地区別研修において、高齢者虐待等を含めた講演を実施。	
267	重点施策11	(1)早期相談の促進と相談体制の充実	②相談・支援体制の充実	●児童相談等においてDVを確認した場合の関係機関と連携した支援充実 ●人権擁護委員等による人権相談等の周知 ●関係部署・機関と連携した虐待の早期対応 ●電話相談や心の相談を実施(必要に応じた臨床心理士の面接)	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)	庁内DV対策連携会議と併せて、要保護児童対策地域協議会に参加し、状況把握に努める。			要保護児童対策地域協議会に出席し、DV関連事案の際は、経緯を報告している。		緊急時における他市町村との連絡について、関係各課と連携し迅速かつスムーズに対応する。	

第4次ぎょうだ男女共同参画推進プラン取組一覧（令和6年度調査）

番号	重点施策番号	施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	A:目標値設定値 (令和6年4月)	B:現状値(令和7年4月 若しくは令和6年度実績 値)	達成度 (AとBの比較)	(参照)前年度回答	(参照) 前年度 達成度	(参照)令和6年度計画	備考
268	重点施策11	(1)早期相談の促進と相談体制の充実	②相談・支援体制の充実	●児童相談等においてDVを確認した場合の関係機関と連携した支援充実 ●人権擁護委員等による人権相談等の周知 ●関係部署・機関と連携した虐待の早期対応 ●電話相談や心の相談を実施(必要に応じた臨床心理士の面接)	こども家庭センター		R6年度実績:相談件数200件(福祉行政報告例)(内虐待相談)身体的虐待 41件性的虐待 3件心理的虐待 127件ネグレクト 29件		R5年度実績:相談件数221件(福祉行政報告例)(内虐待相談)身体的虐待 26件性的虐待 4件心理的虐待 125件ネグレクト 13件	T3	家庭児童相談室を継続設置するとともに、必要に応じ行田市要保護児童対策地域協議会を開催し、要保護児童の支援の在り方を検討する。	
269	重点施策11	(1)早期相談の促進と相談体制の充実	②相談・支援体制の充実	●児童相談等においてDVを確認した場合の関係機関と連携した支援充実 ●人権擁護委員等による人権相談等の周知 ●関係部署・機関と連携した虐待の早期対応 ●電話相談や心の相談を実施(必要に応じた臨床心理士の面接)	人権・男女共同参画推進課(人権推進課)	相談は随時受付。相談があった場合には、人権擁護委員に対応を依頼し、関係機関と連携・協力する。人権啓発リーフレット「差別のない明るい社会を」に相談窓口の案内を掲載。市ホームページの「各種相談」へ「人権相談」を掲載。	相談件数は、3件。相談があった場合には、人権擁護委員に対応を依頼し、関係機関と連携・協力した。人権啓発リーフレット「差別のない明るい社会を」に相談窓口の案内を掲載した。市ホームページの「各種相談」へ「人権相談」を掲載した。	T2	相談件数は、1件。相談があった場合には、人権擁護委員に対応を依頼し、関係機関と連携・協力した。人権啓発リーフレット「差別のない明るい社会を」に相談窓口の案内を掲載した。市ホームページの「各種相談」へ「人権相談」を掲載した。	T2	相談は随時受付。相談があった場合には、人権擁護委員に対応を依頼し、関係機関と連携・協力する。人権啓発リーフレット「差別のない明るい社会を」に相談窓口の案内を掲載。市ホームページの「各種相談」へ「人権相談」を掲載。	
270	重点施策11	(1)早期相談の促進と相談体制の充実	②相談・支援体制の充実	●児童相談等においてDVを確認した場合の関係機関と連携した支援充実 ●人権擁護委員等による人権相談等の周知 ●関係部署・機関と連携した虐待の早期対応 ●電話相談や心の相談を実施(必要に応じた臨床心理士の面接)	健康課		年2回実施	T3	年2回実施	T3	●4番目について こちらの相談を年4回開催する。(精神科医による相談)電話相談及び面接相談は随時実施。	電話相談、心の相談は本課で実施。その他については他課で対応。
271	重点施策11	(2)被害者の安全確保	①被害者の安全確保	●関係機関の連携による切れ目ない支援の確保	人権・男女共同参画推進課(男女共同参画推進センター)						緊急時における他市町村との連絡について、関係各課や関係機関と連携し迅速かつスムーズに対応する。	
272	重点施策11	(2)被害者の安全確保	①被害者の安全確保	●被害者情報の適切な管理	こども家庭センター				継続		通常業務の中で発見した場合は関係機関へ連絡する。関係機関からDV情報があった場合は通常業務の中で見守りを行う。	
273	重点施策11	(2)被害者の安全確保	①被害者の安全確保	●被害者情報の適切な管理	市民課						連絡があったケースは、関係する市町村と連携を取り、本市においても聞き取り記録を管理し、必要があれば、関係各課と情報連携を継続して図る。	
274	重点施策11	(2)被害者の安全確保	①被害者の安全確保	●被害者情報の適切な管理	地域活動推進課						関係機関と連携をとり、適切な対応をする。	
275	重点施策11	(2)被害者の安全確保	①被害者の安全確保	●被害者情報の適切な管理	人権・男女共同参画推進課(男女共同参画推進センター)						関係各課と連絡を密にし情報共有に努める。	
276	重点施策11	(2)被害者の安全確保	①被害者の安全確保	●被害者情報の適切な管理	税務課・収納課			T3			関係機関と連携を取り、個人情報の適切な管理を行う。	
277	重点施策11	(2)被害者の安全確保	①被害者の安全確保	●被害者情報の適切な管理	人権・男女共同参画推進課(男女共同参画推進センター)							
278	重点施策11	(2)被害者の安全確保	①被害者の安全確保	●被害者情報の適切な管理	商工観光課						通常業務の中で発見した場合、関係機関へ連絡する。	
279	重点施策11	(2)被害者の安全確保	①被害者の安全確保	●被害者情報の適切な管理	福祉課						関係機関と連携をとり、適切な対応をする。	
280	重点施策11	(2)被害者の安全確保	①被害者の安全確保	●被害者情報の適切な管理 ●緊急一時保護施設との連携(入所 手続・警察への通報)	こども家庭センター		R6年度実績:相談件数200件(福祉行政報告例)(内虐待相談)身体的虐待 41件性的虐待 3件心理的虐待 127件ネグレクト 29件		R5年度実績:相談件数221件(福祉行政報告例)(内虐待相談)身体的虐待 26件性的虐待 4件心理的虐待 125件ネグレクト 13件	T3	家庭児童相談室を継続設置するとともに、必要に応じ行田市要保護児童対策地域協議会を開催し、要保護児童の支援の在り方を検討する。	
281	重点施策11	(2)被害者の安全確保	①被害者の安全確保	●被害者情報の適切な管理	高齢者福祉課	個人情報保護に留意し、適正に対応する。	個人情報保護に留意し、適正に対応する。	T3	個人情報保護に留意し、適正に対応する。		個人情報保護に留意し、適正に対応する。	

第4次ぎょうだ男女共同参画推進プラン取組一覧（令和6年度調査）

番号	重点施策番号	施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	A:目標値設定値 (令和6年4月)	B:現状値(令和7年4月 若しくは令和6年度実績 値)	達成度 (AとBの比較)	(参照)前年度回答	(参照) 前年度 達成度	(参照)令和6年度計画	備考
282	重点施策11	(2)被害者の安全確保	①被害者の安全確保	●被害者情報の適切な管理	こども家庭センター							
283	重点施策11	(2)被害者の安全確保	①被害者の安全確保	●被害者情報の適切な管理	下水道課		通常業務の中で発見した場合は、関係機関へ連絡する。関係機関からDV情報があつた場合は、通常業務の	T3		T3	通常業務の中で発見した場合は、関係機関へ連絡する。関係機関からDV情報があつた場合は、通常業務の中で見守りを行う。	
284	重点施策11	(2)被害者の安全確保	①被害者の安全確保	●被害者情報の適切な管理	水道課						関係各課と連絡を密にし、情報共有に努める。	
285	重点施策11	(2)被害者の安全確保	①被害者の安全確保	●被害者情報の適切な管理	営繕課						管理代行先(埼玉県住宅供給公社)及び関係各課と連絡を密にし情報共有に努め、対象者の身の安全を守る。	
286	重点施策11	(2)被害者の安全確保	①被害者の安全確保	●被害者情報の適切な管理	教育総務課						関係機関と連携をとり、適切な対応をする	
287	重点施策11	(2)被害者の安全確保	①被害者の安全確保	●被害者情報の適切な管理	教育指導課		関係各所置連携を図り、情報管理を行った				関係課と連絡を取り合い情報共有し、個人情報の適切な管理を行う。	
288	重点施策11	(2)被害者の安全確保	①被害者の安全確保	●被害者情報の適切な管理	生涯学習課		住基システムではなく、本人申し出の住所に通知等の送付を行っている。(令和6年度においては特別配慮の申し出なし)				引き続き被害者の安全確保のため、案内等を発送する際は、送付先に配慮するなど細心の注意を払う。また、当日の参加があつた場合は見守り等を行う。	
289	重点施策11	(2)被害者の安全確保	①被害者の安全確保	●生活保護の申請等手続きの迅速化	福祉課						申請の意思が示された場合は、すみやかに対応する。	
290	重点施策11	(3)自立への支援	①就労・住宅・経済的な支援	●就職セミナーや職業相談への参加促進	商工観光課						関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努めていく。また、公共職業安定所からの求人情報の配布とHPでの公開を行う。	
291	重点施策11	(3)自立への支援	①就労・住宅・経済的な支援	●求人情報の提供	福祉課						申請の意思が示された場合は、すみやかに対応する。生活保護申請の場合は、就労支援員と連携して自立に向けた支援を行う。	
292	重点施策11	(3)自立への支援	①就労・住宅・経済的な支援	●関係機関で提供する住宅の情報提供	営繕課						DV被害者世帯の優遇抽選制度のある県営住宅の情報提供を継続して行う。市営住宅への緊急避難措置を行う。	
293	重点施策11	(3)自立への支援	①就労・住宅・経済的な支援	●生活保護やその他の補助制度の活用に関する支援	福祉課						生活困窮者に対する支援を業務委託先と協力して実施する。	
294	重点施策11	(3)自立への支援	②心の回復に対する支援	●専門機関による継続的な心のケア	健康課		年2回実施	T3	年2回実施	T3	こころの相談を年4回開催する。(精神科医による相談)電話相談及び面接相談は随時実施。	こころの相談はカウンセリングのような継続的な事業ではない。相談者の問題点の方向性を整理し支援する。
295	重点施策11	(3)自立への支援	②心の回復に対する支援	●児童福祉施設における子どもと親の心のケア対策	こども家庭センター		R6年度実績:相談件数200件(福祉行政報告例) (内虐待相談) 身体的虐待 41件 性的虐待 3件 心理的虐待 127件 ネグレクト 29件		R5年度実績:相談件数221件(福祉行政報告例) (内虐待相談) 身体的虐待 26件 性的虐待 4件 心理的虐待 125件 ネグレクト 13件	T3	家庭児童相談室を継続設置するとともに、必要に応じ行田市要保護児童対策地域協議会を開催し、要保護児童の支援の在り方を検討する。	
296	重点施策11	(4)子どもの安全確保	①関係機関虐待防止ネットワーク会議の充実	●虐待防止協議会、要保護児童対策地域協議会(代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議)の開催 ●通常業務や相談等における早期発見・虐待防止	福祉課						協定締結事業所の増。 地域安心ネットワーク会議の開催	
297	重点施策11	(4)子どもの安全確保	①関係機関虐待防止ネットワーク会議の充実	●虐待防止協議会、要保護児童対策地域協議会(代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議)の開催 ●通常業務や相談等における早期発見・虐待防止	こども家庭センター		R6年度実績:相談件数200件(福祉行政報告例) (内虐待相談) 身体的虐待 41件 性的虐待 3件 心理的虐待 127件 ネグレクト 29件		R5年度実績:相談件数221件(福祉行政報告例) (内虐待相談) 身体的虐待 26件 性的虐待 4件 心理的虐待 125件 ネグレクト 13件	T3	家庭児童相談室を継続設置するとともに、必要に応じ行田市要保護児童対策地域協議会を開催し、要保護児童の支援の在り方を検討する。	
298	重点施策11	(4)子どもの安全確保	①関係機関虐待防止ネットワーク会議の充実	●虐待防止協議会、要保護児童対策地域協議会(代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議)の開催 ●通常業務や相談等における早期発見・虐待防止	人権・男女共同参画推進課(男女共同参画推進センター)	庁内DV対策連携会議と併せて、要保護児童対策地域協議会に参加し、状況把握に努める。	要保護児童対策地域協議会に出席し、DV関連事案の際は、経緯を報告している。		要保護児童対策地域協議会に出席し、DV関連事案の際は、経緯を報告している。		関係する個別ケース会議や研修会に出席する。	

第4次ぎょうだ男女共同参画推進プラン取組一覧（令和6年度調査）

番号	重点施策番号	施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	A:目標値設定値 (令和6年4月)	B:現状値(令和7年4月 若しくは令和6年度実績 値)	達成度 (AとBの比較)	(参照)前年度回答	(参照) 前年度 達成度	(参照)令和6年度計画	備考
299	重点施策11	(4)子どもの安全確保	①関係機関虐待防止ネットワーク会議の充実	●虐待防止協議会、要保護児童対策地域協議会(代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議)の開催 ●通常業務や相談等における早期発見・虐待防止	こども家庭センター		R6年度実績:相談件数200件(福祉行政報告例)(内虐待相談)身体的虐待 41件性的虐待 3件心理的虐待 127件ネグレクト 29件		R5年度実績:相談件数221件(福祉行政報告例)(内虐待相談)身体的虐待 26件性的虐待 4件心理的虐待 125件ネグレクト 13件		必要に応じ行田市要保護児童対策地域協議会を開催し、要保護児童の支援の在り方を検討する。家庭児童相談室を継続設置するとともに、乳幼児健診等での早期発見に努めるほか、妊娠届からの特定妊婦の把握を行う。	
300	重点施策11	(4)子どもの安全確保	①関係機関虐待防止ネットワーク会議の充実	●虐待防止協議会、要保護児童対策地域協議会(代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議)の開催 ●通常業務や相談等における早期発見・虐待防止	福祉課						県の虐待防止施策との連携。	
301	重点施策12	◎ハラスメント防止対策	セクシュアル・パワー・ハラスメント防止研修の充実	職員を対象としたセクシュアル・ハラスメント及びパワー・ハラスメント防止研修の充実を図るため開催回数の拡充を目指します。	人事課	1回/年	1回/年	T3	1回/年	T3	現状値(令和3年度)1回/年 ⇒ 令和14年度 2回/年	
302	重点施策12	(1)啓発及び相談体制の充実	①各種ハラスメント防止のための啓発及び相談体制の充実	●各種ハラスメント防止のための講座の開催	人権・男女共同参画推進課(男女共同参画推進センター)	庁内で実施されるハラスメント対策研修に男女共同参画課として市の現状を報告する。	令和6年10月に実施した職員向けハラスメント防止研修で男女共同参画について説明した。				男女共同参画研修の中でセクシュアルハラスメント等を取り入れる。	
303	重点施策12	(1)啓発及び相談体制の充実	①各種ハラスメント防止のための啓発及び相談体制の充実	●情報紙「VIVA」における情報提供	人権・男女共同参画推進課(男女共同参画推進センター)	年1回発行	年1回発行した	T3	年1回発行		市報やホームページ等を活用して意識啓発を図る。	
304	重点施策12	(1)啓発及び相談体制の充実	①各種ハラスメント防止のための啓発及び相談体制の充実	●イベント開催時における啓発活動	人権・男女共同参画推進課(人権推進課)	人権擁護思想の普及高揚を図るため、人権擁護委員による街頭啓発活動を実施する。(浮き城祭り、西の市)第22回人権フェスティバルにおいて、啓発活動を実施する。	人権擁護思想の普及高揚を図るため、人権擁護委員による街頭啓発活動を実施した。(浮き城祭り、西の市)ヒューマンフェスティバル北埼玉2024(人権フェスティバルから改称)において、啓発活動を実施した。	T2	人権擁護思想の普及高揚を図るため、人権擁護委員による街頭啓発活動を実施した。(浮き城祭り、西の市)第20回人権フェスティバルにおいて、啓発活動を実施した。	T2	人権擁護思想の普及高揚を図るため、人権擁護委員による街頭啓発活動を実施する。(浮き城祭り、西の市)第21回人権フェスティバルにおいて、啓発活動を実施する。	
305	重点施策12	(1)啓発及び相談体制の充実	①各種ハラスメント防止のための啓発及び相談体制の充実	●各種ハラスメント防止研修の実施	人事課						ハラスメント防止研修を実施する。	回数
306	重点施策12	(1)啓発及び相談体制の充実	①各種ハラスメント防止のための啓発及び相談体制の充実	●人権相談窓口の充実	人権・男女共同参画推進課(人権推進課)	相談は随時受付。相談があった場合には、人権擁護委員に対応を依頼し、関係機関と連携・協力する。人権啓発リーフレット「差別のない明るい社会を」に相談窓口の案内を掲載。市ホームページの「各種相談」へ「人権相談」を掲載。	相談件数は、3件。相談があった場合には、人権擁護委員に対応を依頼し、関係機関と連携・協力した。人権啓発リーフレット「差別のない明るい社会を」に相談窓口の案内を掲載した。市ホームページの「各種相談」へ「人権相談」を掲載した。	T2	相談件数は、1件。相談があった場合には、人権擁護委員に対応を依頼し、関係機関と連携・協力した。人権啓発リーフレット「差別のない明るい社会を」に相談窓口の案内を掲載した。市ホームページの「各種相談」へ「人権相談」を掲載した。	T2	相談は随時受付。相談があった場合には、人権擁護委員に対応を依頼し、関係機関と連携・協力する。人権啓発リーフレット「差別のない明るい社会を」に相談窓口の案内を掲載。市ホームページの「各種相談」へ「人権相談」を掲載。	
307	重点施策12	(2)雇用や教育の場における防止対策の促進	①雇用や教育の場における防止対策の促進	●市内の企業に対しパンフレット配布・ポスター掲示	商工観光課						関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示などを行い啓発に努め、相談機関についても積極的に周知していく。	
308	重点施策12	(2)雇用や教育の場における防止対策の促進	①雇用や教育の場における防止対策の促進	●庁内各種ハラスメント防止研修の実施	人事課						ハラスメント防止研修を実施する。	回数
309	重点施策12	(2)雇用や教育の場における防止対策の促進	①雇用や教育の場における防止対策の促進	●セクシュアル・ハラスメント問題検討委員会の設置 ●教職員倫理確立委員会によるセクシュアル・ハラスメント防止策 ●児童・生徒への人権教育を通じた防止対策	教育指導課		校内倫理確立委員会やハラスメント防止委員会を実施するとともに、校内研修をこまめに行った。		校内倫理確立委員会やハラスメント防止委員会を引き続き実施していく。		校内倫理確立委員会やハラスメント防止委員会を引き続き実施していく。	
310	重点施策13	◎関連機関との連携の推進	庁内DV対策連携会議の開催	DV被害者への支援の充実を図るため、庁内DV対策連携会議を定期的に開催します。	人権・男女共同参画推進課(男女共同参画推進センター)	1回実施 その他要保護児童対策地域協議会と連携し、DV関連事例の対策を充実させる	令和7年3月実施。	T3	R6.1月実施。その他要保護児童対策地域協議会において、DV関連事例の対策を検討した。	T3	現状値(令和2年度)1回/年 ⇒ 令和14年度 4回/年	
311	重点施策13	(1)関係機関との連携強化	①庁内DV対策連携会議の設置・運営	●DV被害者の個別的な事案に対応するための市組織内連携体制の充実	人権・男女共同参画推進課(男女共同参画推進センター)		令和7年3月実施。		R6.1月実施。その他要保護児童対策地域協議会において、DV関連事例の対策を検討した。		・庁内DV対策連携会議を行う。	
312	重点施策13	(1)関係機関との連携強化	①庁内DV対策連携会議の設置・運営	●DVに関する相談とその他の相談の連携体制の構築	人権・男女共同参画推進課(男女共同参画推進センター)						・女性相談員が男女の問題に起因する様々な悩みの相談に応じる。 新規相談はケースケア会議を開き、相談員間及び職員との連絡を密にしておく。 ・緊急の相談は職員が対応する。	

第4次ぎょうだ男女共同参画推進プラン取組一覧（令和6年度調査）

番号	重点施策番号	施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	A:目標値設定値 (令和6年4月)	B:現状値(令和7年4月 若しくは令和6年度実績 値)	達成度 (AとBの比較)	(参照)前年度回答	(参照) 前年度 達成度	(参照)令和6年度計画	備考
313	重点施策13	(1)関係機関との連携強化	①庁内DV対策連携会議の設置・運営	●組織内連携体制を基盤とする連携ネットワークの充実	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)							・庁内DV対策連携会議を行う。
314	重点施策13	(2)職務関係者研修の推進	①専門研修の充実と強化	●DV担当者研修や女性相談員研修などの充実	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)		初任者研修等と個別研修に積極的に参加した。		DV対応初任者研修参加			・県などが主催する研修会に出席し、DV被害者支援及びDV加害者対策等について学習する。
315	重点施策13	(2)職務関係者研修の推進	①専門研修の充実と強化	●関係各課の共通認識を培うための専門研修の充実	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)				10月Zoomによる相談員研修に参加。法改正についての説明を聞いた。			相談事例対応研修会を実施予定。
316	重点施策13	(2)職務関係者研修の推進	②二次的被害の防止に向けた研修の強化	●二次的被害防止のための配慮すべき事項、被害者の安全確保及び職務の適切な執行についての研修	市民課							DV会議への参加と関係各課との連携を継続して実施する。 住民基本台帳法に基づく支援措置の迅速で適切な処理。窓口でのプライバシーを確保する。
317	重点施策13	(2)職務関係者研修の推進	②二次的被害の防止に向けた研修の強化	●二次的被害防止のための配慮すべき事項、被害者の安全確保及び職務の適切な執行についての研修	こども家庭センター		R6年度実績:相談件数200件(福祉行政報告例) (内虐待相談) 身体的虐待 41件 性的虐待 3件 心理的虐待 127件 ネグレクト 29件		R5年度実績:相談件数221件(福祉行政報告例) (内虐待相談) 身体的虐待 26件 性的虐待 4件 心理的虐待 125件 ネグレクト 13件	T3		家庭児童相談室を継続設置するとともに、必要に応じ行田市要保護児童対策地域協議会を開催し、要保護児童の支援の在り方を検討する。
318	重点施策13	(2)職務関係者研修の推進	②二次的被害の防止に向けた研修の強化	●二次的被害防止のための配慮すべき事項、被害者の安全確保及び職務の適切な執行についての研修	福祉課							警察をはじめとした関係機関との連携を継続。
319	重点施策13	(2)職務関係者研修の推進	②二次的被害の防止に向けた研修の強化	●二次的被害防止のための配慮すべき事項、被害者の安全確保及び職務の適切な執行についての研修	地域活動推進課							犯罪被害者支援事業と連携し、窓口対応のポイントについて周知する
320	重点施策14	◎性別に基づく固定的な考え方の解消	「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感する」市民の割合の男女差の縮小	「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感する」男性の割合を下げることにより男女差の縮小を目指します。	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)	就業支援セミナーやイベントの積極的な広報	社会進出をしている女性に向け漢方講座を実施した。	T3	女性の就業支援セミナーやパソコン講習会を行い、女性社会進出を後押しする取組みを行った。	T3		現状値(令和元年度) 1.7ポイント ⇒令和14年度 0
321	重点施策14	(1)性別に基づく固定的な考え方の解消に向けての創意ある啓発活動の推進	①多様な広報媒体による啓発の推進	●市報「ぎょうだ」や市ホームページへの掲載	広報広聴課		男女共同参画を所管する課からの依頼に応じ、市報「ぎょうだ」や市ホームページでお知らせした。(R7.3月号で4ページ特集「女性が活躍できる社会をめざして」)	T3	男女共同参画を所管する課からの依頼に応じ、市報「ぎょうだ」や市ホームページでお知らせした。	T3		引き続き、男女共同参画を所管する課からの依頼に応じ、市報「ぎょうだ」や市ホームページで周知する。
322	重点施策14	(1)性別に基づく固定的な考え方の解消に向けての創意ある啓発活動の推進	①多様な広報媒体による啓発の推進	●市報「ぎょうだ」や市ホームページへの掲載	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)		令和7年3月号に特集記事を掲載した。	T2				市報やホームページ等を活用し、啓発活動推進と事業周知を図る。
323	重点施策14	(1)性別に基づく固定的な考え方の解消に向けての創意ある啓発活動の推進	①多様な広報媒体による啓発の推進	●行田市人権教育推進協議会広報誌「あゆみ」の発行	生涯学習課		市民の目をひくような内容やレイアウトを心がけながら、講座、講演、学校等での取組で取り上げた様々な人権課題について掲載した					市民の目をひくような内容やレイアウトを心がけながら、様々な人権課題を取り上げるなかで、男女共同参画に関するテーマからの記事掲載について、引き続き検討していく。
324	重点施策14	(1)性別に基づく固定的な考え方の解消に向けての創意ある啓発活動の推進	①多様な広報媒体による啓発の推進	●人権啓発リーフレットの配布	人権・男女共同参画推進課 (人権推進課)	人権啓発リーフレット「差別のない明るい社会を」を発行(全戸配布のほかにも人権・同和問題地区別研修会、第22回人権フェスティバル、事業所人権教育研修会等各種研修会参加者に配布する。)	人権啓発リーフレット「差別のない明るい社会を」を発行(全戸配布のほかにも人権・同和問題地区別研修会、第20回人権フェスティバル北埼玉2024、事業所人権教育研修会等各種研修会参加者に配布した。)	T2	人権啓発リーフレット「差別のない明るい社会を」を発行(全戸配布のほかにも人権・同和問題地区別研修会、第21回人権フェスティバル、事業所人権教育研修会等各種研修会参加者に配布した。)	T2		人権啓発リーフレット「差別のない明るい社会を」を発行(全戸配布のほかにも人権・同和問題地区別研修会、第21回人権フェスティバル、事業所人権教育研修会等各種研修会参加者に配布する。)
325	重点施策14	(1)性別に基づく固定的な考え方の解消に向けての創意ある啓発活動の推進	②男女共同参画啓発紙等の発行	●情報紙「VIVA」の発行と内容の充実	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)							令和2年度をもって情報紙VIVAの世帯配布が終了した。今後は、市報で計画的に男女共同参画の特集を組んだりホームページ等を活用して啓発していく。
326	重点施策14	(1)性別に基づく固定的な考え方の解消に向けての創意ある啓発活動の推進	③男女共同参画に関する講演会・講座等の開催	●講演会の開催と内容の充実 ●各種講座の開催と内容の充実 ●リーダーステップアップ講座の開催と内容の充実	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)	R6.11.19防災セミナーを実施予定	R6.11.20防災セミナーを実施した。たくさんの方に参加をいただき、好評であった。	T3	R5.10.31に防災セミナーを実施	T3		男女共同参画に関連するテーマで講座等を開催する。

第4次ぎょうだ男女共同参画推進プラン取組一覧（令和6年度調査）

番号	重点施策番号	施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	A:目標値設定値 (令和6年4月)	B:現状値(令和7年4月 若しくは令和6年度実績 値)	達成度 (AとBの比較)	(参照)前年度回答	(参照) 前年度 達成度	(参照)令和6年度計画	備考
327	重点施策14	(2)性別役割分業意識の解消	①技術・家庭科におけるジェンダー平等の内容の充実	●指導内容の工夫と充実	教育指導課		年間指導計画に基づき、計画的に実施した。				男女共同参画を意識できる指導を継続していく。	
328	重点施策14	(2)性別役割分業意識の解消	②育児・介護休業制度利用の促進	●関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示による啓発	商工観光課						関係機関が作成したパンフレットの配布、ポスターの掲示、ホームページなどを通じ啓発に努める。	
329	重点施策14	(2)性別役割分業意識の解消	②育児・介護休業制度利用の促進	●取得率の低い男性の利用促進に向けた啓発	人事課						特定事業主行動計画に基づいた取組を実施する。制度に関するハンドブックを送付し、全職員へ周知する。	
330	重点施策14	(2)性別役割分業意識の解消	③父親の積極的な育児参加の促進	●ママパパ教室の参加を促進 ●育児参加の推進	こども家庭センター		継続 ママパパ教室父参加者:40人		継続 ママパパ教室父参加者:64人		ママパパ教室のチラシに父親の参加を促す文面を継続して掲載する。ママパパ教室に参加した父親に、赤ちゃんのお風呂の実習と妊婦ジャケット着用体験を実施する。	
331	重点施策14	(2)性別役割分業意識の解消	④父親の1日保育士体験の実施	●保育園での1日保育士体験の実施	子ども未来課				令和5年度実績 公立保育園3園で実施。	T3	公立保育園で実施予定。	
332	重点施策14	(2)性別役割分業意識の解消	④父親の1日保育士体験の実施	●保育園での1日保育士体験の実施	持田保育園	父親の参加を5人以上にする	1日保育士体験(父親の参加)4名のべ21名参加(19%)	T4	家庭数57人に対し25人の保護者が1日保育士体験を行った。そのうち父親の体験は4人(16%)。	T4	新型コロナウイルス感染症が5類に移行したが、引き続き感染予防対策を講じながら、全保護者を対象に1日保育士体験について周知し、父親の参加を呼びかける。	
333	重点施策14	(2)性別役割分業意識の解消	④父親の1日保育士体験の実施	●保育園での1日保育士体験の実施	長野保育園	25%	1日保育士体験(父親の参加)8名のべ26名参加(30%)	T2	1日保育士 父の参加:3名(全体で15名) 行事にボランティアを募ることに より、保護者が参加できる機会を増やした。	T3	1日保育士体験を積極的に実施していく。	
334	重点施策14	(2)性別役割分業意識の解消	④父親の1日保育士体験の実施	●保育園での1日保育士体験の実施	南河原保育園	父親の参加を5人以上にする	1日保育士体験(父親の参加)1名のべ2名参加(50%)	T5	1日保育士体験 父の参加3名(全体で8名)	T3	1日保育士体験について周知し、父親の参加を呼びかける。	
335	重点施策14	(3)性の多様性を理解し深めることを促進	①男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	●男女共同参画の視点に立った特別活動の年間指導計画の作成	教育指導課		計画的に男女共同参画を意識した授業を行った。				引き続き、男女共同参画の視点を取り入れた授業を展開するよう指導する。	
336	重点施策14	(3)性の多様性を理解し深めることを促進	②若年層を対象とした育児体験等の啓発・支援	●学校への沐浴人形の貸し出し	こども家庭センター		継続 R6:0か所		継続 R5:0か所		小中学校からの要望に応じ、沐浴人形等の貸出を行う。	
337	重点施策14	(3)性の多様性を理解し深めることを促進	②若年層を対象とした育児体験等の啓発・支援	●男女児共に育児体験及び学習機会の提供	こども家庭センター		継続 R6:0か所		継続 R5:0か所		保健センター見学の際に、時間があれば、小学生に、赤ちゃん人形等を使った育児体験をしてもらう。(学校の方針に合わせて実施)	
338	重点施策15	◎ジェンダー平等教育の推進	「男女共同参画社会」を知っている児童・生徒の割合	「男女共同参画社会」を知っている市内小学5年生と中学2年生の割合の向上を目指す	教育指導課	行田市人権教育基本方針に基づいた教育活動の実施 市内全小中学校 100%			行田市人権教育基本方針に基づいた教育活動の実施 市内全小中学校 100%	T3	現状値(令和3年度) 8.8% ⇒ 令和14年度 50%	
339	重点施策15	(1)学校におけるジェンダー平等教育の推進	①人権尊重、ジェンダー平等教育の充実	●人権教育の全体計画・年間指導計画の見直しの実施	教育指導課		引き続き、行田市人権教育基本方針に基づいて教育活動の実施を推進した。		引き続き、行田市人権教育基本方針に基づいて教育活動の実施を推進していく。		引き続き、行田市人権教育基本方針に基づいて教育活動の実施を推進していく。	
340	重点施策15	(1)学校におけるジェンダー平等教育の推進	②人間尊重に基づいた性に関する教育の充実	●ジェンダー平等や性の多様性に関する教育の年間指導計画の見直しの実施	教育指導課		年間指導計画に基き、児童生徒の実態に応じた教育活動を展開する。		今後も児童生徒の実態に応じた教育活動を展開する。		今後も児童生徒の実態に応じた教育活動を展開する。	
341	重点施策15	(1)学校におけるジェンダー平等教育の推進	③ジェンダー平等の視点に立った進路指導の推進	●個々の希望や適性に応じた進路指導・キャリア教育	教育指導課		性自認に基づく固定概念に捉われない、進路指導・キャリア教育を実施した。				今後も性自認に基づく固定概念にとらわれない考え方を、発達段階に応じて指導する。	
342	重点施策15	(1)学校におけるジェンダー平等教育の推進	③ジェンダー平等の視点に立った進路指導の推進	●中学校における社会体験チャレンジ事業	教育指導課		性自認にとらわれない職業観をもって取り組ませた。		今後も性自認にとらわれない職業観について指導する。		今後も性自認にとらわれない職業観について指導する。	
343	重点施策15	(1)学校におけるジェンダー平等教育の推進	④ジェンダー平等の視点に立った学校運営の推進	●ジェンダー平等の視点に立って校務を分担し、学校運営を推進	教育指導課		男女の平等・相互の理解を意識した学校運営を行った。				今後も計画的に男女の平等・相互理解について指導する。	
344	重点施策15	(1)学校におけるジェンダー平等教育の推進	⑤家庭科など教科教育におけるジェンダー平等教育の推進	●家庭科教育における意識啓発	教育指導課		男女の平等・相互の理解を各学年の発達段階に応じて指導した。				今後も計画的に男女の平等・相互理解について指導する。	

第4次ぎょうだ男女共同参画推進プラン取組一覧（令和6年度調査）

番号	重点施策番号	施策の方向	具体的施策	事業内容	担当部署	A:目標値設定値 (令和6年4月)	B:現状値(令和7年4月 若しくは令和6年度実績 値)	達成度 (AとBの比較)	(参照)前年度回答	(参照) 前年度 達成度	(参照)令和6年度計画	備考
345	重点施策15	(1)学校におけるジェンダー平等教育の推進	⑤家庭科など教科教育におけるジェンダー平等教育の推進	●生活技術が男女ともに向上するような指導の工夫	教育指導課		性自認に基づく固定概念に捉われない指導を行った。				今後も性自認に基づく固定観念にとらわれない考え方を、発達段階に応じて指導する。	
346	重点施策15	(1)学校におけるジェンダー平等教育の推進	⑥教職員のジェンダー平等意識の高揚	●価値観・生活態度など教職員のジェンダー平等意識の向上	教育指導課		教職員がジェンダー平等の意識を持ち職務遂行を行なえるようにした。				今後も、教職員のジェンダー平等意識の高揚を図るよう指導する。	
347	重点施策15	(1)学校におけるジェンダー平等教育の推進	⑦男女共同参画に関する教職員の研修機会の充実	●研修機会の充実(埼玉県教育委員会主催の研修会への参加など)	教育指導課		研修会案内を配布し、参加を促進した。				研修会案内を配布し、参加を促進する。	
348	重点施策15	(2)生涯学習によるジェンダー平等意識の醸成	①男女共同参画の視点に立った学級・講座の開催	●女性学級、成人学級、高齢者学級の開催 ●幼児学級、青少年学級、家庭教育学級の充実	中央公民館 地域公民館						成人学級・高齢者学級等、男女が共に参加できる講座の継続	
349	重点施策15	(3)生涯学習によるジェンダー平等意識の醸成	②男性の家庭や地域への参画を促進する講座の充実	●男性学級(男の料理教室など)の実施	中央公民館 地域公民館						男性学級・男性料理教室の継続	
350	重点施策15	(4)生涯学習によるジェンダー平等意識の醸成	②男性の家庭や地域への参画を促進する講座の充実	●男性学級(男の料理教室など)の実施	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)	男性料理教室を実施	親子料理教室を実施した。	T3	親子料理教室7/23	T3	男性の家庭への参画と自立を促すために、親子料理講座・男性料理教室を開催する。	
351	重点施策15	(5)生涯学習によるジェンダー平等意識の醸成	③男女共同参画に関する図書等の整備	●男女共同参画に関する図書や視聴覚資料の整備	人権・男女共同参画推進課 (男女共同参画推進センター)						・引き続きセンター内情報コーナーに男女共同参画に関する図書やビデオ等を備え、希望する市民への貸し出しを行う。	
352	重点施策15	(6)生涯学習によるジェンダー平等意識の醸成	③男女共同参画に関する図書等の整備	●情報コーナー、貸出コーナーなど市民が気軽に学ぶことができる環境の整備	図書館	男女共同参画に関する特集コーナーを設けて、貸出を促進する。	SDGsなどの特集コーナーを設置し、貸出を促進した。	T3			引き続き男女共同参画の視点を取り入れた資料を購入する。また、おすすめ本コーナーを活用して、男女共同参画に関する本の貸出を促進する。	